

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年7月7日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	佐竹 優子 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型) ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース(毎月分配型) ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・レアル・コース（毎月分配型） ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型） ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型） ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型） ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で70兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース（毎月分配型）
 ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース（毎月分配型）
 ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）
 ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）
 ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）
 ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）
 ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）以下、各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ファンドの名称	略称	
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 米ドル・コース（毎月分配型）	米ドル・コース （毎月分配型）	米ドル・コース
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 豪ドル・コース（毎月分配型）	豪ドル・コース （毎月分配型）	豪ドル・コース
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	ブラジル・レアル・ コース（毎月分配型）	ブラジル・レアル・ コース
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 日本円・コース（毎月分配型）	日本円・コース （毎月分配型）	日本円・コース
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）	南アフリカ・ランド・ コース（毎月分配型）	南アフリカ・ランド・ コース
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） トルコ・リラ・コース（毎月分配型）	トルコ・リラ・コース （毎月分配型）	トルコ・リラ・ コース
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 通貨セレクト・コース（毎月分配型）	通貨セレクト・コース （毎月分配型）	通貨セレクト・ コース

（注3）上記の総称を「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）～ハイイールドファンド～」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社

は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で70兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

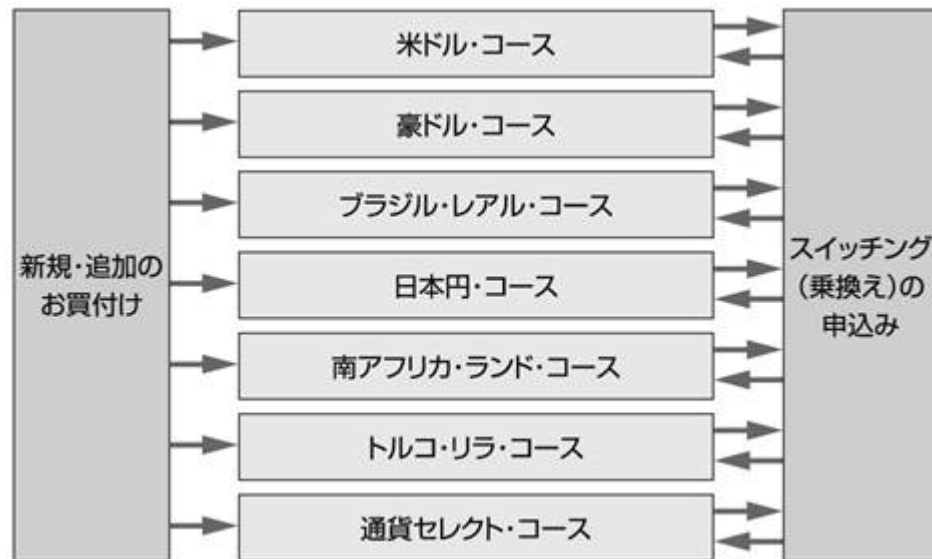
申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）～ハイイールドファンド～」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。

（「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）～ハイイールドファンド～」の構成）

**(6) 【申込単位】**

販売会社にお問合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

2025年7月8日から2025年10月8日まで（継続申込期間）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 米ドル・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 豪ドル・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 日本円・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 南アフリカ・ランド・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) トルコ・リラ・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 通貨セレクト・コース(毎月分配型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 米ドル・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 豪ドル・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 南アフリカ・ランド・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) トルコ・リラ・コース(毎月分配型)〉
 〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 通貨セレクト・コース(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (債券 社債 低格付債)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 日本円・コース(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (債券 社債 低格付債)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合	資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合	資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

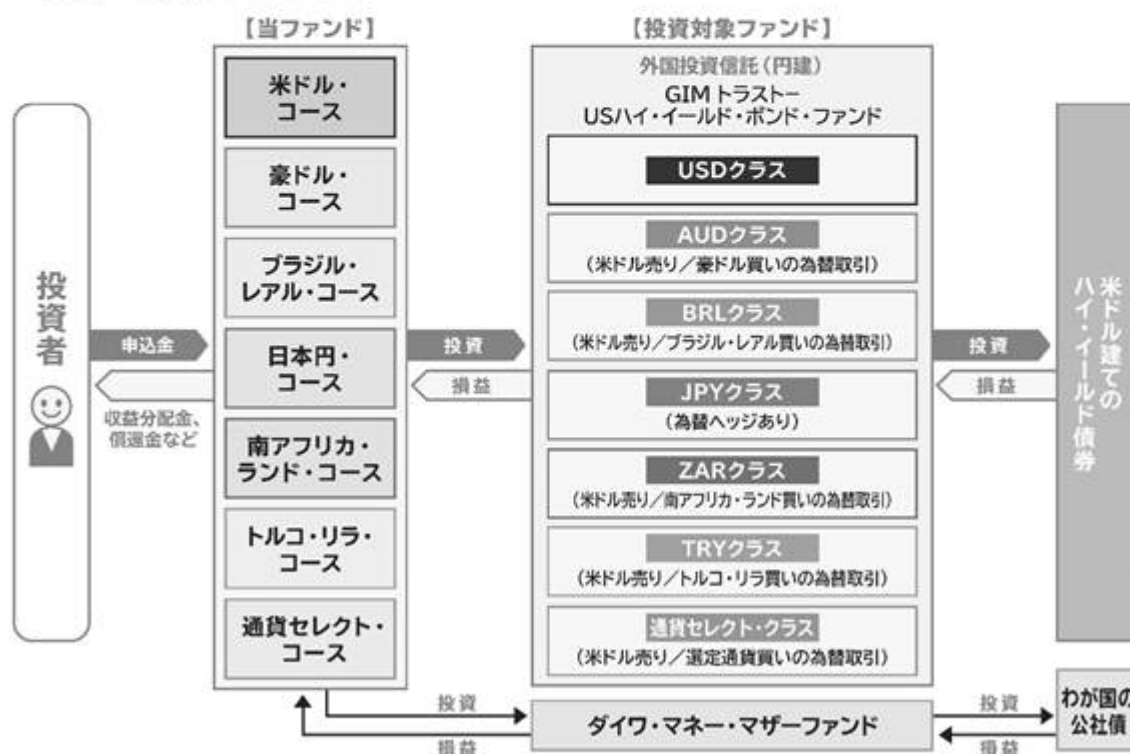
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

- ①米ドル建てのハイ・イールド債券に投資します。
- ②為替取引の対象通貨が異なる7つのコースがあります。
 - 米ドル建ての資産に対して米ドル売り／対象通貨買いの為替取引を行ないます（注）。
 - （注）「米ドル・コース」を除きます。
 - 7つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。
- ③毎月12日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが運用する外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、「米ドル・コース」を除き、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／対象通貨買いの為替取引を行ないます。



※7つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。
 ※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

1

米ドル建てのハイ・イールド債券に投資します。

ハイ・イールド債券とは

- ◆ 格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債のことです。
 - ◆ 一般に、投資適格債券と比較して信用リスク^(注)が高い反面、利回りが高いという特徴があります。
- (注) 発行体の財務内容の悪化等により、債券の元本、利息の支払いが滞ったり支払われなくなるリスクのこと。

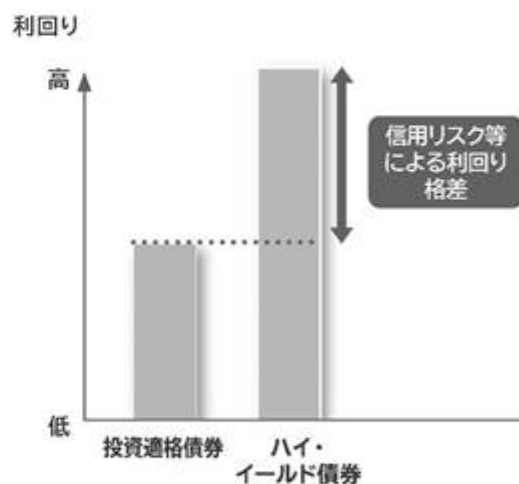
信用リスクと債券の格付けについて

信用リスク		格付け	
		ムーディーズの場合	S&Pの場合
低い	投資適格債券	Aaa	AAA
		Aa	AA
		A	A
		Baa	BBB
高い	ハイ・イールド債券	Ba	BB
		B	B
		Caa	CCC
		Ca	CC
		C	C C D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)やS&Pグローバル・レーティング(S&P)といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。

付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

投資適格債券とハイ・イールド債券の利回り



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

■デフォルトした債券^(注)への投資は原則として行ないません。保有している債券がデフォルトした場合は、継続して保有することができます。

■運用の効率化を図るため、デリバティブ取引を利用することがあります。

(注) 一般的には、債券の元本返済や払込みの不履行、もしくは遅延などをいいます。

2

為替取引の対象通貨が異なる7つのコースがあります。

コース名	為替取引の内容	取引対象通貨
米ドル・コース	_____	_____
豪ドル・コース	米ドル建ての資産に対して米ドル売り／豪ドル買い	豪ドル（注1）
ブラジル・リアル・コース	米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・リアル買い	ブラジル・リアル（注1）
日本円・コース	為替ヘッジを行いません。 （米ドル建ての資産に対して米ドル売り／日本円買い（注2））	日本円
南アフリカ・ランド・コース	米ドル建ての資産に対して米ドル売り／南アフリカ・ランド買い	南アフリカ・ランド（注1）
トルコ・リラ・コース	米ドル建ての資産に対して米ドル売り／トルコ・リラ買い	トルコ・リラ（注1）
通貨セレクト・コース	米ドル建ての資産に対して米ドル売り／選定通貨（注3）買い	選定通貨（注1）

※7つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

（注1）円に対して取引対象通貨高となった場合、基準価額の上昇要因となります。円に対して取引対象通貨安となった場合、基準価額の下落要因となります。

（注2）為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

（注3）選定通貨とは、投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社が選定する通貨をいいます。
原則として、FTSE世界国債インデックスおよびJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケットズ ブロードの構成国の通貨の中から、金利が高い順に5つの通貨を選定します。
なお、選定した通貨のうち、投資顧問会社が為替取引を行なうことができない通貨があった場合、投資顧問会社は次に金利が高い通貨を選定します。
米ドルを選定する場合、米ドル部分に対する為替取引は行ないません。

■各ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を信託財産の純資産総額の90％程度以上とすることを基本とします。

■大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）について

- ◆為替取引の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、「プレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
- ◆為替取引の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも低い場合、「コスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

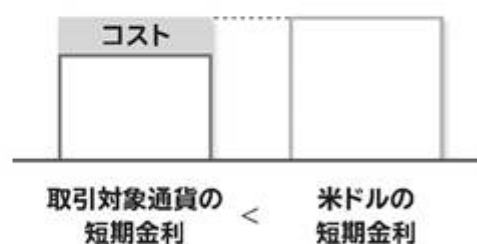
$$\text{プレミアム／コスト（金利差相当分の収益／費用）} = \frac{\text{取引対象通貨の短期金利} - \text{米ドルの短期金利}}{\text{米ドルの短期金利}}$$

取引対象通貨の短期金利
◆ 豪ドル ◆ ブラジル・レアル
◆ 日本円 ◆ 南アフリカ・ランド
◆ トルコ・リラ ◆ 選定通貨

●プレミアムが期待できるケース



●コストが生じるケース



※上記はイメージであり、実際のプレミアム／コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

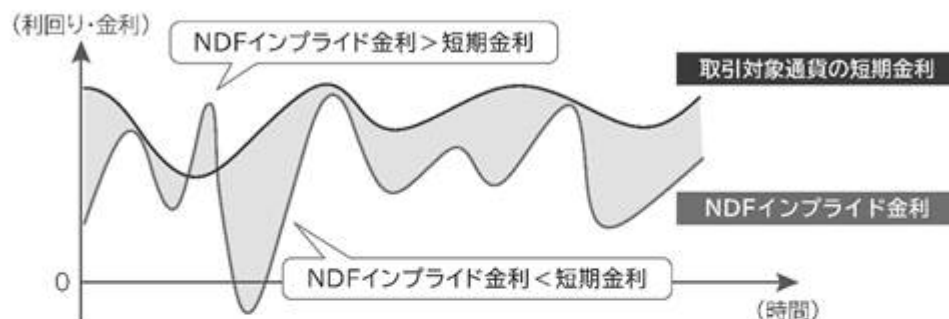
※実際の為替取引によるプレミアム／コストの水準は、需給要因等によって金利差相当分とは異なる水準となり、プレミアムの縮小、コストの拡大が生じることがあります。

※取引対象通貨が新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム／コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

NDF取引とは

- ◆取引対象通貨を用いた受け渡しは行わず、米ドル等の主要通貨による差金決済を相対で行なう取引です。
- ◆NDF取引価格から算出される“NDFインプライド金利”は、市場の流動性が低く、割高や割安を是正する動き（裁定）が働きにくいことから、市場参加者の期待や需給などの要因により、取引対象通貨の短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。

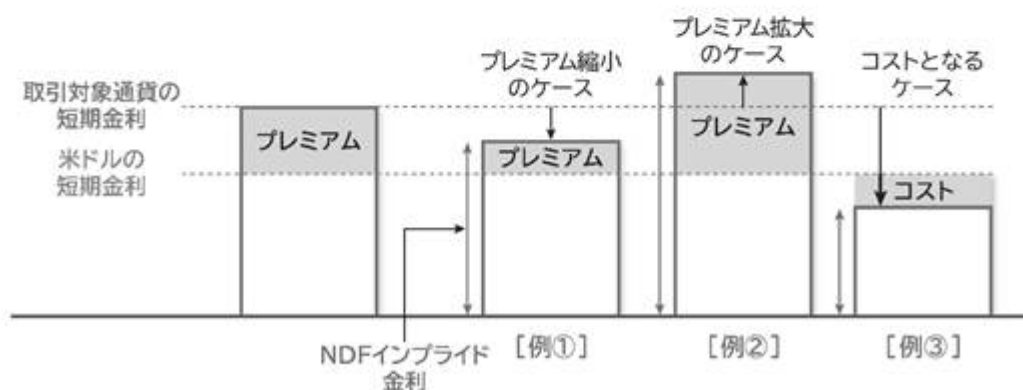
NDFインプライド金利と取引対象通貨の短期金利が乖離するイメージ



※上記はイメージであり、当ファンドのパフォーマンスとは異なります。

NDFインプライド金利の変動の影響

- ◆市場参加者の通貨上昇（下落）期待や需給などにより、NDFインプライド金利は低く（高く）なる可能性があります。NDFインプライド金利が取引対象通貨の短期金利より低く（高く）なると、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が縮小【例①】（拡大【例②】）し、場合によっては為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）となるケース【例③】もあります。



※上記はイメージであり、実際のプレミアム／コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈当ファンドにおけるイメージ図〉



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

A		B	(注) C
米ドル建てのハイ・イールド債券の利子収入、値上がり/値下がり		為替差益/差損	為替取引によるプレミアム/コスト (金利差相当分の収益/費用)
収益の源泉	=	+	+
収益を得られるケース	・金利の低下 債券価格の上昇、利子収入	・円に対して取引対象通貨高 ・円に対して米ドル高 (米ドル・コースの場合) 為替差益の発生	取引対象通貨 > 米ドルの短期金利 プレミアム (金利差相当分の収益) の発生
損失やコストが発生するケース	債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	・円に対して取引対象通貨安 ・円に対して米ドル安 (米ドル・コースの場合) 為替差損の発生 ※日本円・コースを除きます。	取引対象通貨 < 米ドルの短期金利 コスト (金利差相当分の費用) の発生 ※米ドル・コースを除きます。

(注) 取引対象通貨が新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用することがあります。

NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム/コストは、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

3

毎月12日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、
収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

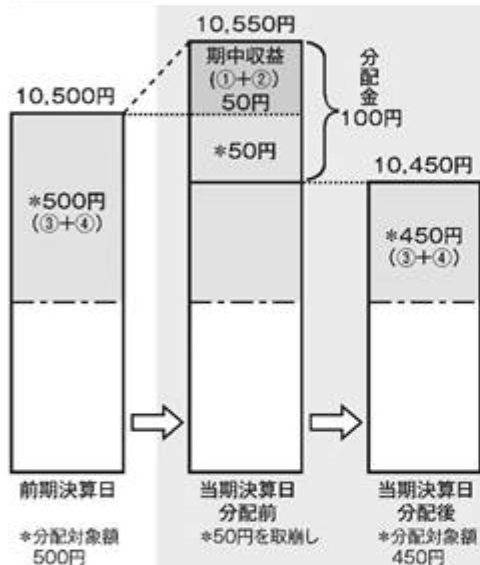
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



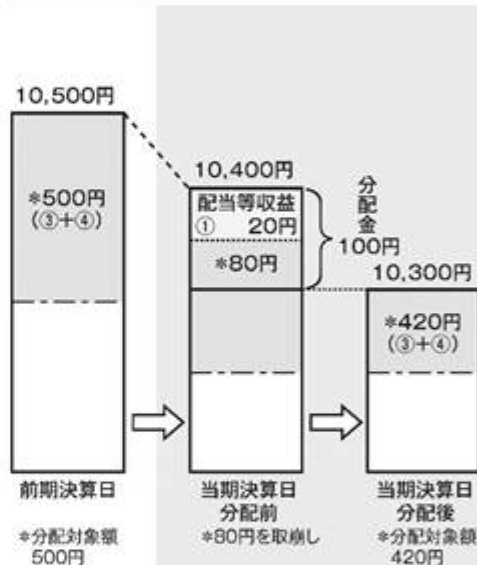
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

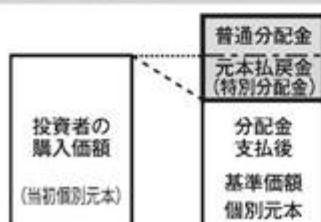


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

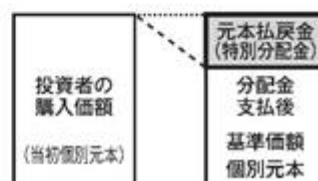
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ（特別分配金）減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

<投資対象ファンドの概要>

◆以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

- ①GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド USDクラス
- ②GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド AUDクラス
- ③GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド BRLクラス
- ④GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド JPYクラス

⑤GIM トラスト－USハイ・イールド・ボンド・ファンド ZARクラス

⑥GIM トラスト－USハイ・イールド・ボンド・ファンド TRYクラス

⑦GIM トラスト－USハイ・イールド・ボンド・ファンド 通貨セレクト・クラス

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
運用の基本方針	「USDクラス」 主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 「USDクラス以外」 主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して以下の為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 AUDクラス：米ドル売り／豪ドル買い BRLクラス：米ドル売り／ブラジル・レアル買い JPYクラス：米ドル売り／日本円買い ZARクラス：米ドル売り／南アフリカ・ランド買い TRYクラス：米ドル売り／トルコ・リラ買い 通貨セレクト・クラス：米ドル売り／選定通貨買い
主要投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

運用方針	1. 主として米ドル建てのハイ・イールド債券を中心に投資を行ないます。 ・BB格相当またはそれ以下の格付けのハイ・イールド債券に主として投資します。 ・格付けの判定はムーディーズおよびS&Pの格付けを参照します。二つの格付会社で格付けが異なる場合は、高い方の格付けを採用します。 ・無格付けのハイ・イールド債券にも投資を行ないます。その場合、投資顧問会社がBB格相当またはそれ以下の格付けであると判断したものに限ります。無格付けの債券への投資は純資産総額の5%以下とします。 ・BBB格相当またはそれ以上の格付けの投資適格社債への投資も行ないます。投資適格社債への投資は純資産総額の15%以下とします。 ・デフォルトした債券への投資は原則として行ないません。保有している債券がデフォルトした場合は、継続して保有することができます。その場合の保有比率は、純資産総額の15%以下とします。 ・運用の効率化を図るため、デリバティブ取引を利用することがあります。 2. 「USDクラス」為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 「USDクラス以外」原則として、外国為替予約取引およびNDF取引等を活用し、以下の為替取引を行ないます。 AUDクラス：米ドル売り／豪ドル買い BRLクラス：米ドル売り／ブラジル・レアル買い JPYクラス：米ドル売り／日本円買い ZARクラス：米ドル売り／南アフリカ・ランド買い TRYクラス：米ドル売り／トルコ・リラ買い 通貨セレクト・クラス：米ドル売り／選定通貨[*]買い ＊ 米ドルを選定する場合、米ドル部分に対する為替取引は行ないません。 <通貨セレクト・クラスにおける通貨の運用方針> ・原則として、FTSE世界国債インデックスおよびJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケットズ ブロードの構成国の通貨の中から、金利が高い順に5つの通貨を選定します。なお、選定した通貨のうち、投資顧問会社が為替取引を行なうことができない通貨があった場合、投資顧問会社は次に金利が高い通貨を選定します。 ・選定通貨の見直しは毎月行ないます。 ・選定通貨の投資比率は、金利の高い方から順に30%、30%、20%、10%、10%程度で維持することを基本とします。なお、選定通貨のうち、金利が米ドルの金利より低い通貨には投資しません。 3. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
------	--

設定日	「USDクラス、AUDクラス」 2010年12月17日 「BRLクラス、JPYクラス」 2010年10月13日 「ZARクラス、TRYクラス、通貨セレクト・クラス」 2012年7月6日
信託期間	無期限
決算日	4月30日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	「USDクラス」 純資産総額に対して年率0.58%程度 「USDクラス、通貨セレクト・クラス 以外」 純資産総額に対して年率0.59%程度 「通貨セレクト・クラス」 純資産総額に応じて 100億円以下の部分：年率0.74%程度 100億円超の部分：年率0.69%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」について

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下、JPMIM）（所在地：米国ニューヨーク）は、1984年2月に米国において設立された運用会社であり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメントに所属しています。JPMIMは、グローバルに展開するJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの運用技術および調査能力を活用することができます。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

⑧ダイワ・マネー・マザーファンド

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	本邦通貨表示の公社債
投資態度	①わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A－2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

設定日	2004年12月10日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
運用管理費用 （信託報酬）	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

＜「米ドル・コース（毎月分配型）」「豪ドル・コース（毎月分配型）」＞

2010年12月17日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

＜「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」「日本円・コース（毎月分配型）」＞

2010年10月13日 信託契約締結、当初設定、運用開始

＜「南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）」「トルコ・リラ・コース（毎月分配型）」

「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」＞

2012年7月6日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

＜各ファンド共通＞

2015年1月8日 信託期間終了日を2020年10月13日に変更（当初は2015年10月13日）

2020年1月9日 信託期間終了日を2025年10月10日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。
		①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	

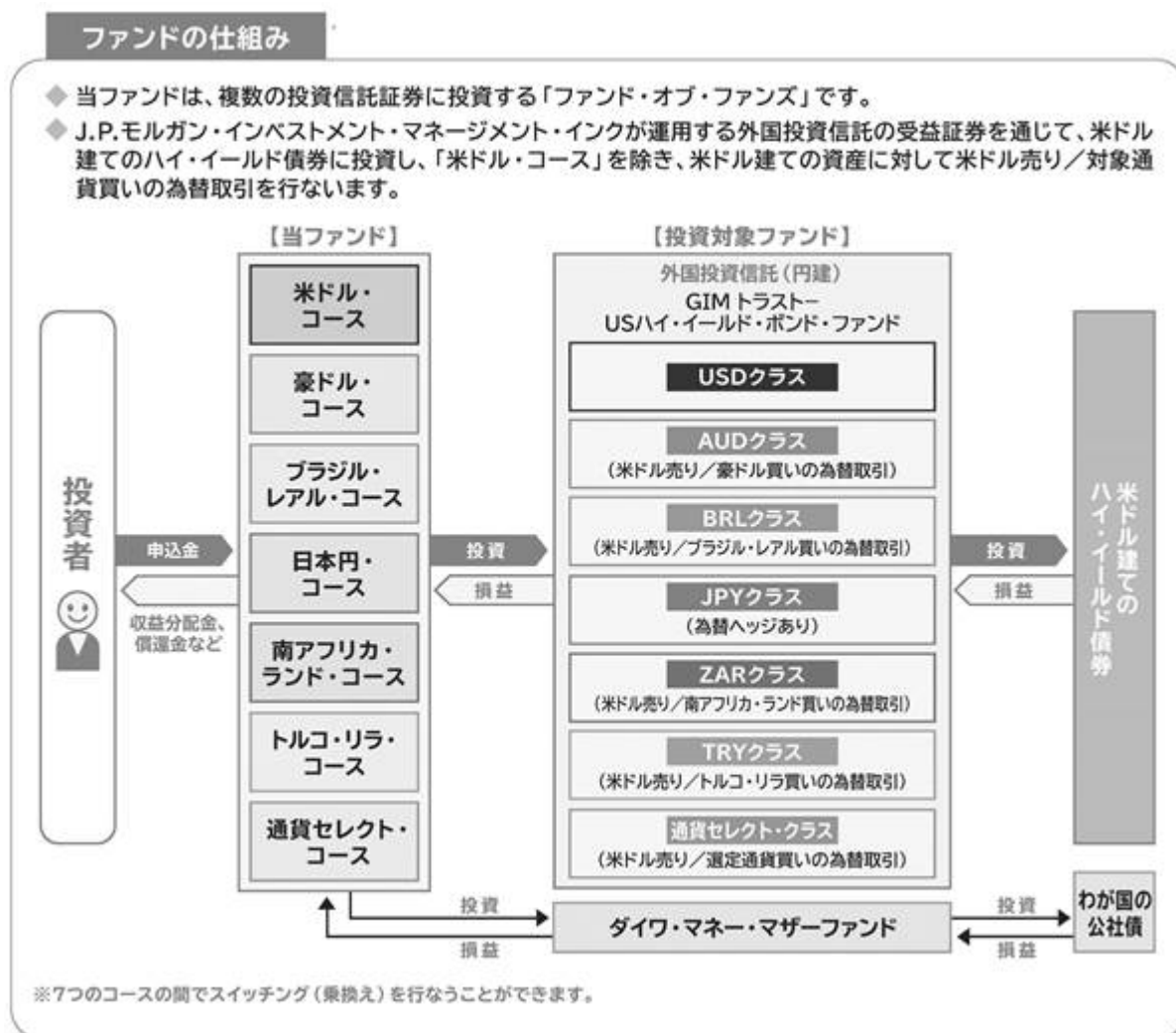
(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況（2025年4月末日現在） >

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率

株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<米ドル・コース（毎月分配型）>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド USDクラス」（以下「GIM・USハイ・イールド（USDクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、GIM・USハイ・イールド（USDクラス）の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
 - ロ. 当ファンドは、GIM・USハイ・イールド（USDクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、GIM・USハイ・イールド（USDクラス）への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
 - ハ. GIM・USハイ・イールド（USDクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<豪ドル・コース（毎月分配型）>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド AUDクラス」（以下「GIM・USハイ・イールド（AUDクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、GIM・USハイ・イールド（AUDクラス）の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／豪ドル買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ. 当ファンドは、GIM・USハイ・イールド（AUDクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、GIM・USハイ・イールド（AUDクラス）への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ハ、GIM・USハイ・イールド（AUDクラス）では、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／豪ドル買いの為替取引を行ないます。

ニ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド BRLクラス」（以下「GIM・USハイ・イールド（BRLクラス）」といいます。）の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ、主として、GIM・USハイ・イールド（BRLクラス）の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・リアル買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ、当ファンドは、GIM・USハイ・イールド（BRLクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、GIM・USハイ・イールド（BRLクラス）への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ハ、GIM・USハイ・イールド（BRLクラス）では、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・リアル買いの為替取引を行ないます。

ニ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<日本円・コース（毎月分配型）>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド JPYクラス」（以下「GIM・USハイ・イールド（JPYクラス）」といいます。）の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ、主として、GIM・USハイ・イールド（JPYクラス）の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／日本円買いの為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ、当ファンドは、GIM・USハイ・イールド（JPYクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、GIM・USハイ・イールド（JPYクラス）への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ハ、GIM・USハイ・イールド（JPYクラス）では、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／日本円買いの為替ヘッジを行ないます。

ニ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド ZARクラス」（以下「GIM・USハイ・イールド（ZARクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ、主として、GIM・USハイ・イールド（ZARクラス）の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／南アフリカ・ランド買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ、当ファンドは、GIM・USハイ・イールド（ZARクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、GIM・USハイ・イールド（ZARクラス）への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- ハ、GIM・USハイ・イールド（ZARクラス）では、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／南アフリカ・ランド買いの為替取引を行ないます。
- ニ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<トルコ・リラ・コース（毎月分配型）>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド TRYクラス」（以下「GIM・USハイ・イールド（TRYクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ、主として、GIM・USハイ・イールド（TRYクラス）の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／トルコ・リラ買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ、当ファンドは、GIM・USハイ・イールド（TRYクラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、GIM・USハイ・イールド（TRYクラス）への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- ハ、GIM・USハイ・イールド（TRYクラス）では、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／トルコ・リラ買いの為替取引を行ないます。
- ニ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜通貨セレクト・コース（毎月分配型）＞

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド 通貨セレクト・クラス」（以下「GIM・USハイ・イールド（通貨セレクト・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ. 主として、GIM・USハイ・イールド（通貨セレクト・クラス）の受益証券を通じて、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／選定通貨＊買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

＊ 当ファンドにおいて、選定通貨とは、投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社が選定する通貨をいいます。なお、米ドルを選定する場合、米ドル部分に対する為替取引は行ないません。

ロ. 当ファンドは、GIM・USハイ・イールド（通貨セレクト・クラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、GIM・USハイ・イールド（通貨セレクト・クラス）への投資割合を信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ハ. GIM・USハイ・イールド（通貨セレクト・クラス）では、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／選定通貨買いの為替取引を行ないます。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜投資先ファンドについて＞

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 米ドル・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド USDクラス
選定の方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

2. 豪ドル・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド AUDクラス
------------	------------------------------------

選定の方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／豪ドル買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。
-------	---

3. ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド BRLクラス
選定の方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。

4. 日本円・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド JPYクラス
選定の方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／日本円買いの為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。

5. 南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド ZARクラス
選定の方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／南アフリカ・ランド買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。

6. トルコ・リラ・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド TRYクラス
選定の方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／トルコ・リラ買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。

7. 通貨セレクト・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド 通貨セレクト・クラス
選定の方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／選定通貨買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2)【投資対象】

<米ドル・コース（毎月分配型）>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
 2. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド USDクラス」の受益証券（円建）
 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

<豪ドル・コース（毎月分配型）>

- ① （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）

の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド AUDクラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

<ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）>

① （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド BRLクラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

<日本円・コース（毎月分配型）>

① （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド JPYクラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③（米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

＜南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）＞

①（米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド ZARクラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③（米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

＜トルコ・リラ・コース（毎月分配型）＞

①（米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド TRYクラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

<通貨セレクト・コース（毎月分配型）>

① （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド 通貨セレクト・クラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ （米ドル・コース（毎月分配型）と同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 米ドル・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド USDクラス
運用の基本方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
主要な投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

2. 豪ドル・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド AUDクラス
------------	------------------------------------

運用の基本方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／豪ドル買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

3. ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド BRLクラス
運用の基本方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

4. 日本円・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド JPYクラス
運用の基本方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／日本円買いの為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

5. 南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド ZARクラス
運用の基本方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／南アフリカ・ランド買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

6. トルコ・リラ・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド TRYクラス
運用の基本方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／トルコ・リラ買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

7. 通貨セレクト・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド 通貨セレクト・クラス
------------	--

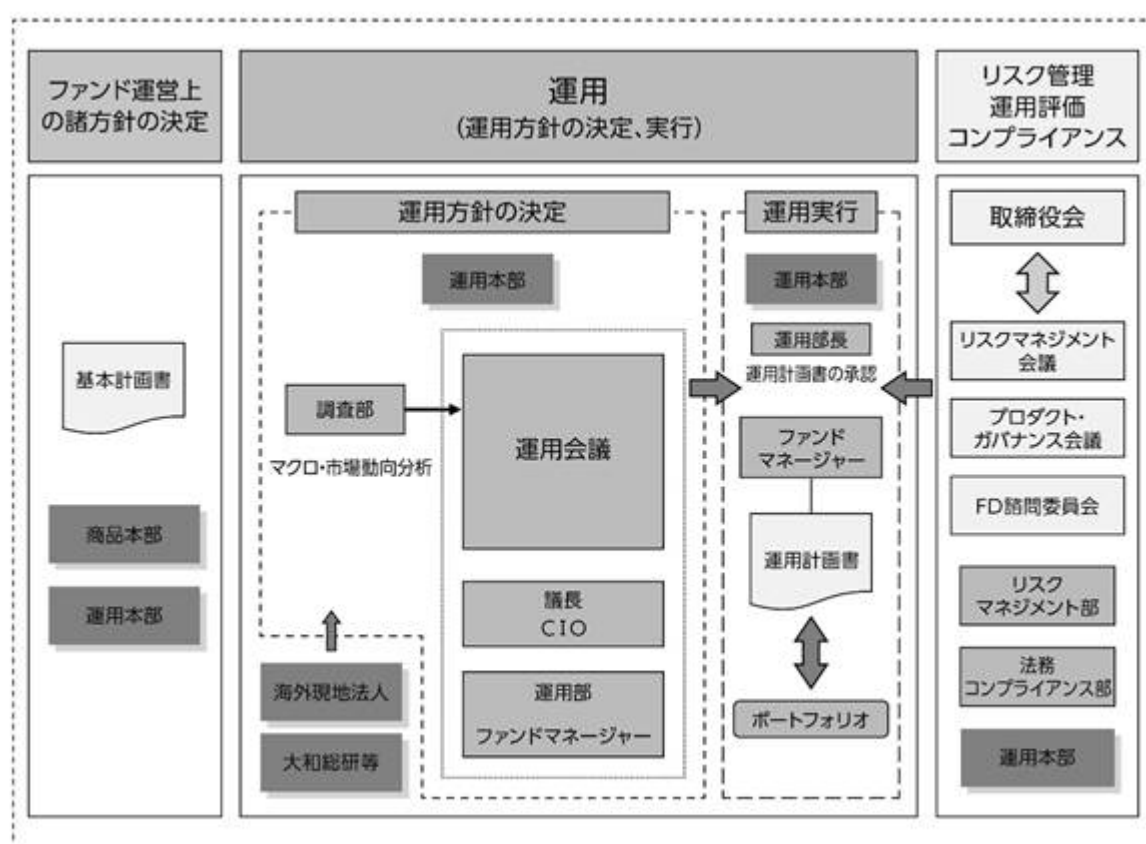
運用の基本方針	主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／選定通貨買いの為替取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主要な投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから

提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2025年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

＜各ファンド共通＞

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

＜各ファンド共通＞

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ④ 信用リスク集中回避（信託約款）
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑤ 資金の借入れ（信託約款）
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参 考＞投資対象ファンドについて

1. GIM・USハイ・イールド（USDクラス）
2. GIM・USハイ・イールド（AUDクラス）
3. GIM・USハイ・イールド（BRLクラス）
4. GIM・USハイ・イールド（JPYクラス）

5. GIM・USハイ・イールド（ZARクラス）
6. GIM・USハイ・イールド（TRYクラス）
7. GIM・USハイ・イールド（通貨セレクト・クラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

8. ダイワ・マネー・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、
「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ② 投資信託証券への投資は、行ないません。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

- ① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。ハイ・イールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行および支払遅延が生じるリスクが高いと考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイ・イールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

＜「米ドル・コース（毎月分配型）、日本円・コース（毎月分配型）」以外のコース＞

取引対象通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

投資対象資産の通貨である米ドルの為替変動リスクを完全に排除することはできませんので、基準価額は円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

＜米ドル・コース（毎月分配型）＞

組入外貨建資産について、米ドルが円に対して米ドル安の方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

＜日本円・コース（毎月分配型）＞

為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

各ファンドの投資対象である外国投資信託において、NDF取引を用いて為替取引を行なう場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。
- ② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考える場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

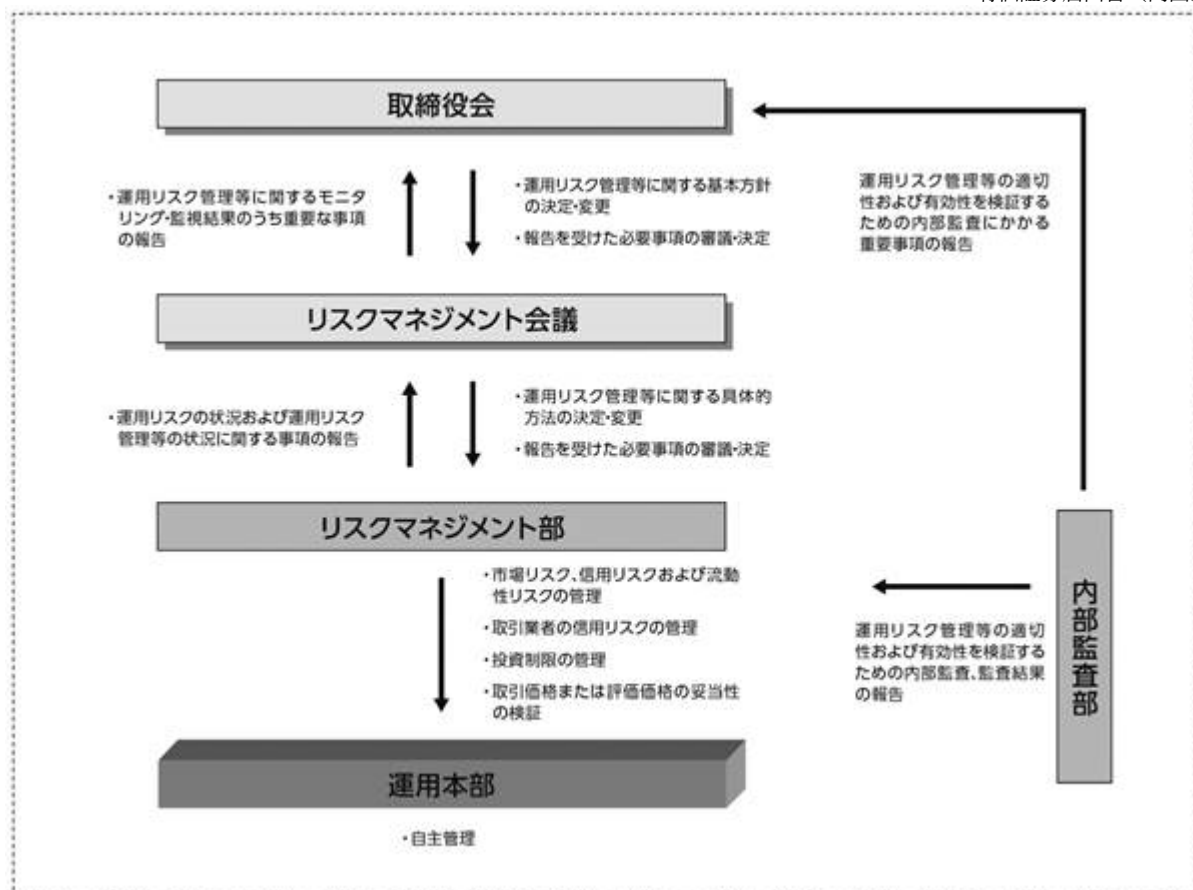
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

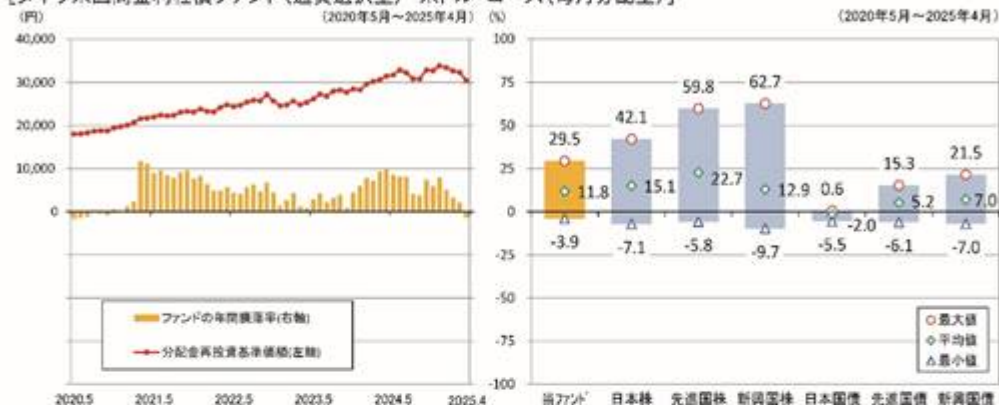
参考情報

◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

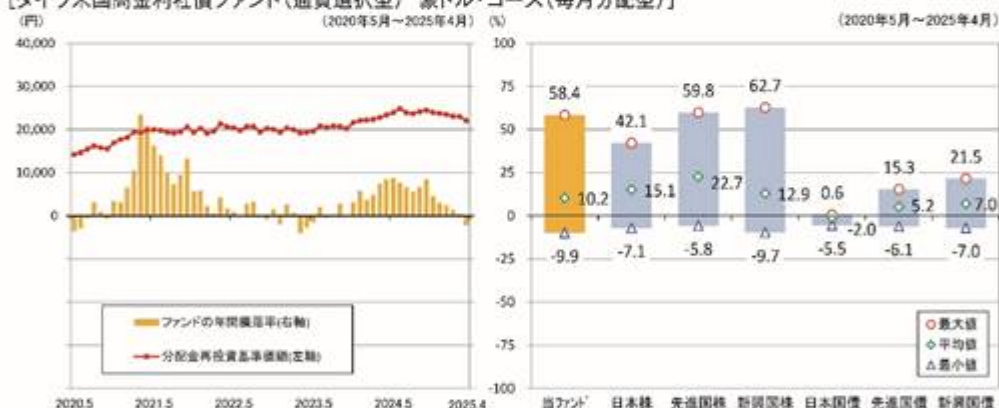
ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

[ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 米ドル・コース(毎月分配型)]



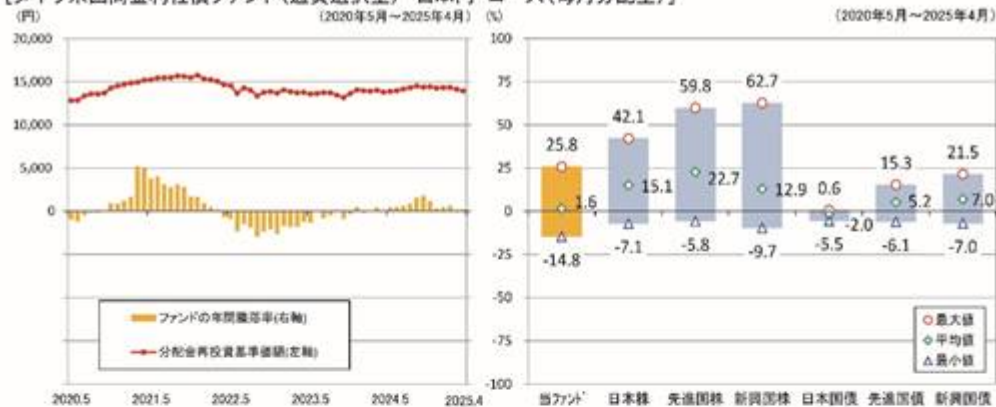
[ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 豪ドル・コース(毎月分配型)]



[ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) ブラジル・レアル・コース(毎月分配型)]



【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 日本円・コース(毎月分配型)】



【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 南アフリカ・ランド・コース(毎月分配型)】



【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) トルコ・リラ・コース(毎月分配型)】



【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 通貨セレクト・コース(毎月分配型)】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株: 配当込みTOPIX
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み, 円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)
 新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。先買事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3% (税抜3.0%) となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) が課されます。

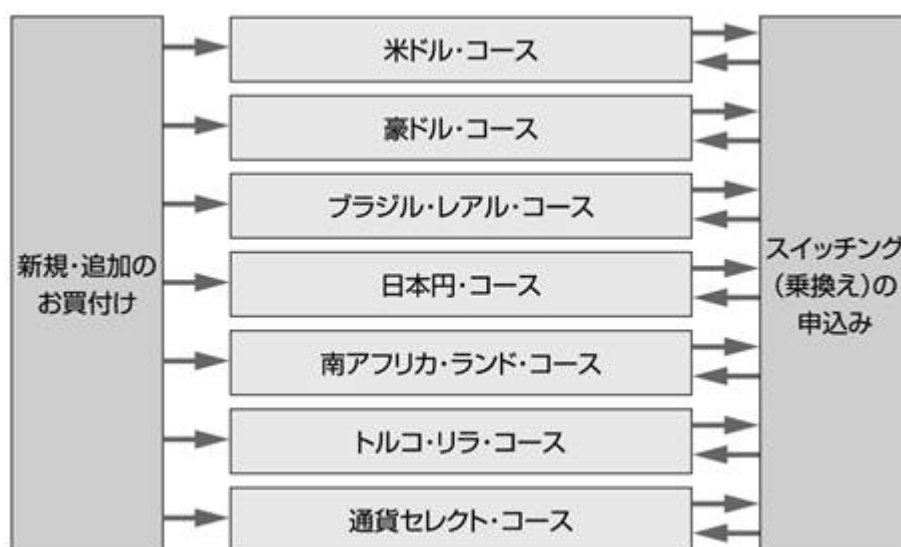
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

<スイッチング (乗換え) について>

- ・「ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型) ～ハイイールドファンド～」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング (乗換え) の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。

- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。

（「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）～ハイイールドファンド～」の構成）



申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.188%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への分配については、純資産総額に対し次のとおりです。

（※）の信託財産の純資産総額の合計額が	委託会社	販売会社	受託会社
300億円未満の場合	年率0.40% （税抜）	年率0.65% （税抜）	年率0.03% （税抜）
300億円以上1,000億円未満の場合	年率0.35% （税抜）	年率0.70% （税抜）	
1,000億円以上の場合	年率0.30% （税抜）	年率0.75% （税抜）	

※上記の信託報酬の分配には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(※) 「米ドル・コース（毎月分配型）」、「豪ドル・コース（毎月分配型）」、「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」、「日本円・コース（毎月分配型）」、「南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）」、「トルコ・リラ・コース（毎月分配型）」および「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「米ドル・コース（毎月分配型）」については年率1.768%（税込）程度、「米ドル・コース（毎月分配型）」、「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」以外については年率1.778%（税込）程度、「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」については年率1.928%（税込）程度です。（目論見書作成時点）

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等に下限金額が設定されているため、純資産総額によって、実質的な信託報酬率が「米ドル・コース（毎月分配型）」については年率1.768%（税込）、「米ドル・コース（毎月分配型）」、「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」以外については年率1.778%（税込）、「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」については年率1.928%（税込）を上回ることがあります。（目論見書作成時点）

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にN I S Aの適用対象となります。

当ファンドは、N I S Aの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2025年4月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)】

(1)【投資状況】（2025年4月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	533,875,868	98.98
内 ケイマン諸島	533,875,868	98.98
親投資信託受益証券	1,452	0.00
内 日本	1,452	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,490,826	1.02
純資産総額	539,368,146	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2025年4月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-USD CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	3,769,883.83	141.17 532,206,055	141.61 533,875,868	98.98
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	1,427	1.0175 1,451	1.0176 1,452	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.98%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10特定期間末 (2015年10月13日)	964,538,282	970,378,804	1.3212	1.3292
第11特定期間末 (2016年4月12日)	748,632,037	754,059,424	1.1035	1.1115
第12特定期間末 (2016年10月12日)	763,376,690	768,858,030	1.1141	1.1221
第13特定期間末 (2017年4月12日)	803,064,492	808,580,482	1.1647	1.1727
第14特定期間末 (2017年10月12日)	881,718,975	887,664,888	1.1863	1.1943
第15特定期間末 (2018年4月12日)	1,013,631,814	1,021,138,090	1.0803	1.0883
第16特定期間末 (2018年10月12日)	1,642,397,952	1,654,328,725	1.1013	1.1093
第17特定期間末 (2019年4月12日)	1,425,284,194	1,435,786,922	1.0856	1.0936
第18特定期間末 (2019年10月15日)	1,350,042,737	1,360,549,486	1.0279	1.0359
第19特定期間末 (2020年4月13日)	787,858,026	794,912,393	0.8935	0.9015
第20特定期間末 (2020年10月12日)	772,766,202	779,384,318	0.9341	0.9421
第21特定期間末 (2021年4月12日)	792,047,981	798,300,243	1.0135	1.0215
第22特定期間末 (2021年10月12日)	724,292,464	729,957,740	1.0228	1.0308

第23特定期間末 (2022年4月12日)	761,736,557	767,630,414	1.0339	1.0419
第24特定期間末 (2022年10月12日)	848,637,393	855,056,369	1.0577	1.0657
第25特定期間末 (2023年4月12日)	817,696,123	824,416,690	0.9734	0.9814
第26特定期間末 (2023年10月12日)	845,117,318	851,646,963	1.0354	1.0434
第27特定期間末 (2024年4月12日)	905,730,367	912,416,740	1.0837	1.0917
2024年4月末日	919,285,607	—	1.1079	—
5月末日	921,508,624	—	1.1085	—
6月末日	949,945,620	—	1.1407	—
7月末日	930,468,694	—	1.1110	—
8月末日	639,854,674	—	1.0542	—
9月末日	623,324,574	—	1.0455	—
第28特定期間末 (2024年10月15日)	643,634,110	648,405,785	1.0791	1.0871
10月末日	658,883,782	—	1.1069	—
11月末日	642,201,546	—	1.0930	—
12月末日	651,110,454	—	1.1232	—
2025年1月末日	634,290,336	—	1.1007	—
2月末日	614,263,421	—	1.0690	—
3月末日	576,913,528	—	1.0490	—
第29特定期間末 (2025年4月14日)	532,456,278	536,842,204	0.9712	0.9792
4月末日	539,368,146	—	0.9804	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0480
第12特定期間	0.0480
第13特定期間	0.0480
第14特定期間	0.0480
第15特定期間	0.0480
第16特定期間	0.0480
第17特定期間	0.0480
第18特定期間	0.0480

第19特定期間	0.0480
第20特定期間	0.0480
第21特定期間	0.0480
第22特定期間	0.0480
第23特定期間	0.0480
第24特定期間	0.0480
第25特定期間	0.0480
第26特定期間	0.0480
第27特定期間	0.0480
第28特定期間	0.0480
第29特定期間	0.0480

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第10特定期間	△3.6
第11特定期間	△12.8
第12特定期間	5.3
第13特定期間	8.9
第14特定期間	6.0
第15特定期間	△4.9
第16特定期間	6.4
第17特定期間	2.9
第18特定期間	△0.9
第19特定期間	△8.4
第20特定期間	9.9
第21特定期間	13.6
第22特定期間	5.7
第23特定期間	5.8
第24特定期間	6.9
第25特定期間	△3.4
第26特定期間	11.3
第27特定期間	9.3
第28特定期間	4.0
第29特定期間	△5.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第10特定期間	247,939,939	1,684,717,264

第11特定期間	181,883,742	233,525,682
第12特定期間	101,333,370	94,589,226
第13特定期間	302,422,340	298,091,055
第14特定期間	243,258,333	189,518,012
第15特定期間	337,479,066	142,433,670
第16特定期間	785,760,301	232,698,186
第17特定期間	172,846,878	351,352,469
第18特定期間	119,338,948	118,836,308
第19特定期間	54,340,872	485,888,674
第20特定期間	53,149,742	107,681,101
第21特定期間	48,998,849	94,730,567
第22特定期間	33,592,230	106,965,524
第23特定期間	45,252,493	16,679,778
第24特定期間	122,080,203	56,440,318
第25特定期間	60,396,804	22,698,029
第26特定期間	42,618,283	66,483,443
第27特定期間	212,426,150	192,835,255
第28特定期間	23,805,153	263,142,333
第29特定期間	15,326,259	63,544,878

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資状況（2025年4月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		14,992,918,827	61.76
	内 日本	14,992,918,827	61.76
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,281,579,739	38.24
純資産総額		24,274,498,566	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2025年4月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	1296国庫短期証券	日本	国債証券	11,500,000,000	99.94 11,493,277,910	99.94 11,493,277,910	— 2025/06/30	47.35
2	1286国庫短期証券	日本	国債証券	3,500,000,000	99.98 3,499,640,917	99.98 3,499,640,917	— 2025/05/12	14.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	61.76%
合計	61.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)米ドル・コース(毎月分配型)

2025年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,804円
純資産総額	5.3億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-5.8%
3カ月間	-8.8%
6カ月間	-7.4%
1年間	-3.2%
3年間	22.7%
5年間	79.3%
設定来	204.4%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、

「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 960円 設定来分配金合計額: 12,280円

決算期	第161期	第162期	第163期	第164期	第165期	第166期	第167期	第168期	第169期	第170期	第171期	第172期
	24年5月	24年6月	24年7月	24年8月	24年9月	24年10月	24年11月	24年12月	25年1月	25年2月	25年3月	25年4月
分配金	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

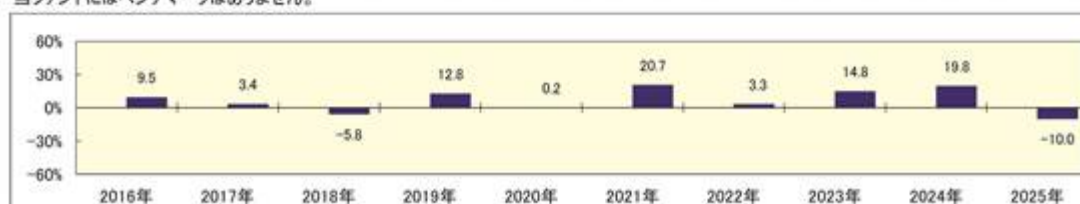
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド USDクラス	99.0%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		99.0%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型) 豪ドル・コース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】 (2025年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	534,286,610	99.52
内 ケイマン諸島	534,286,610	99.52

親投資信託受益証券	1,955	0.00
内 日本	1,955	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,597,164	0.48
純資産総額	536,885,729	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2025年4月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-AUD CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	6,259,288.53	82.64 517,275,785	85.35 534,286,610	99.52
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,922	1.0175 1,955	1.0176 1,955	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.52%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.52%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10特定期間末 (2015年10月13日)	2,571,020,449	2,599,723,710	0.8957	0.9057
第11特定期間末 (2016年4月12日)	1,984,879,966	2,011,268,854	0.7522	0.7622
第12特定期間末 (2016年10月12日)	1,866,135,800	1,891,744,614	0.7287	0.7387
第13特定期間末 (2017年4月12日)	1,767,308,892	1,791,535,556	0.7295	0.7395
第14特定期間末 (2017年10月12日)	1,894,781,684	1,920,268,725	0.7434	0.7534
第15特定期間末 (2018年4月12日)	1,529,780,446	1,553,409,277	0.6474	0.6574
第16特定期間末 (2018年10月12日)	1,178,862,579	1,199,489,162	0.5715	0.5815
第17特定期間末 (2019年4月12日)	1,261,573,870	1,275,756,271	0.5337	0.5397
第18特定期間末 (2019年10月15日)	972,461,543	985,013,473	0.4649	0.4709
第19特定期間末 (2020年4月13日)	696,113,785	703,727,611	0.3657	0.3697
第20特定期間末 (2020年10月12日)	775,746,596	779,262,206	0.4413	0.4433
第21特定期間末 (2021年4月12日)	822,586,191	825,769,263	0.5169	0.5189
第22特定期間末 (2021年10月12日)	758,698,530	761,665,343	0.5115	0.5135
第23特定期間末 (2022年4月12日)	670,475,458	672,978,214	0.5358	0.5378
第24特定期間末 (2022年10月12日)	581,180,618	583,647,345	0.4712	0.4732
第25特定期間末 (2023年4月12日)	556,787,423	559,179,891	0.4655	0.4675
第26特定期間末 (2023年10月12日)	562,270,971	564,591,445	0.4846	0.4866
第27特定期間末 (2024年4月12日)	597,650,344	599,935,429	0.5231	0.5251
2024年4月末日	606,340,167	—	0.5352	—

5月末日	619,383,216	—	0.5462	—
6月末日	641,136,805	—	0.5648	—
7月末日	615,465,812	—	0.5417	—
8月末日	602,158,464	—	0.5349	—
9月末日	611,796,792	—	0.5429	—
第28特定期間末 (2024年10月15日)	616,946,485	619,200,376	0.5475	0.5495
10月末日	617,827,291	—	0.5477	—
11月末日	604,371,790	—	0.5353	—
12月末日	596,987,941	—	0.5282	—
2025年1月末日	578,987,327	—	0.5209	—
2月末日	566,744,864	—	0.5096	—
3月末日	562,350,870	—	0.5051	—
第29特定期間末 (2025年4月14日)	515,886,900	518,108,581	0.4644	0.4664
4月末日	536,885,729	—	0.4827	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第10特定期間	0.0600
第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0600
第14特定期間	0.0600
第15特定期間	0.0600
第16特定期間	0.0600
第17特定期間	0.0520
第18特定期間	0.0360
第19特定期間	0.0280
第20特定期間	0.0160
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120
第28特定期間	0.0120
第29特定期間	0.0120

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第10特定期間	△6.9
第11特定期間	△9.3
第12特定期間	4.9
第13特定期間	8.3
第14特定期間	10.1
第15特定期間	△4.8
第16特定期間	△2.5
第17特定期間	2.5
第18特定期間	△6.1
第19特定期間	△15.3
第20特定期間	25.0
第21特定期間	19.9
第22特定期間	1.3
第23特定期間	7.1
第24特定期間	△9.8
第25特定期間	1.3
第26特定期間	6.7
第27特定期間	10.4
第28特定期間	7.0
第29特定期間	△13.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第10特定期間	91,289,587	266,998,975
第11特定期間	69,732,056	301,169,393
第12特定期間	192,345,216	270,352,581
第13特定期間	287,469,581	425,684,527
第14特定期間	493,488,390	367,450,775
第15特定期間	116,226,216	302,047,153
第16特定期間	141,527,267	441,752,064
第17特定期間	584,787,050	283,711,817
第18特定期間	69,685,605	341,430,854
第19特定期間	33,991,805	222,523,584
第20特定期間	25,255,727	170,907,293
第21特定期間	9,033,719	175,302,440

第22特定期間	6,969,951	115,099,472
第23特定期間	14,910,030	246,938,623
第24特定期間	7,393,550	25,408,036
第25特定期間	8,904,289	46,033,918
第26特定期間	7,748,987	43,745,917
第27特定期間	12,032,488	29,727,032
第28特定期間	7,390,003	22,986,897
第29特定期間	6,675,008	22,780,062

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)豪ドル・コース(毎月分配型)

2025年4月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	4,827円
純資産総額	5.3億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-4.0%
3カ月間	-6.2%
6カ月間	-9.8%
1年間	-5.6%
3年間	6.8%
5年間	68.9%
設定来	120.5%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 240円													設定来分配金合計額: 11,600円	
決算期	第161期	第162期	第163期	第164期	第165期	第166期	第167期	第168期	第169期	第170期	第171期	第172期		
	24年5月	24年6月	24年7月	24年8月	24年9月	24年10月	24年11月	24年12月	25年1月	25年2月	25年3月	25年4月		
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

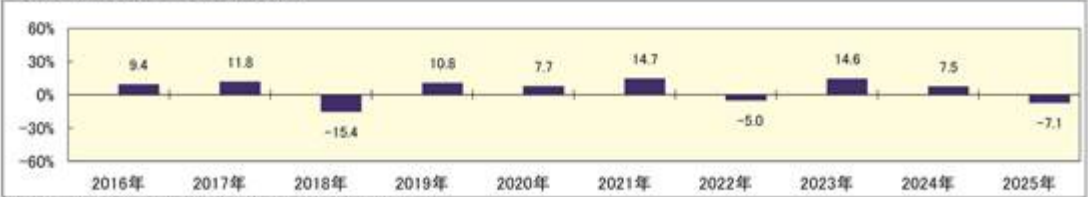
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド AUDクラス	99.5%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		99.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】 (2025年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	3,240,168,174	99.20
内 ケイマン諸島	3,240,168,174	99.20

親投資信託受益証券	1,804	0.00
内 日本	1,804	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	26,022,689	0.80
純資産総額	3,266,192,667	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2025年4月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-BRL CLASS	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	111,984,798.98	27.95 3,130,496,530	28.93 3,240,168,174	99.20
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	1,773	1.0175 1,804	1.0176 1,804	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.20%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.20%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10特定期間末 (2015年10月13日)	26,707,025,723	27,250,214,056	0.4917	0.5017
第11特定期間末 (2016年4月12日)	21,038,618,553	21,549,520,614	0.4118	0.4218
第12特定期間末 (2016年10月12日)	21,145,867,261	21,481,889,531	0.4405	0.4475
第13特定期間末 (2017年4月12日)	23,567,415,465	23,919,302,646	0.4688	0.4758
第14特定期間末 (2017年10月12日)	22,543,739,688	22,880,624,485	0.4684	0.4754
第15特定期間末 (2018年4月12日)	17,304,673,554	17,620,585,832	0.3834	0.3904
第16特定期間末 (2018年10月12日)	12,571,282,752	12,679,157,237	0.3496	0.3526
第17特定期間末 (2019年4月12日)	10,245,273,200	10,305,537,112	0.3400	0.3420
第18特定期間末 (2019年10月15日)	7,800,327,091	7,851,127,667	0.3071	0.3091
第19特定期間末 (2020年4月13日)	4,955,970,406	5,001,203,401	0.2191	0.2211
第20特定期間末 (2020年10月12日)	4,404,515,239	4,425,142,291	0.2135	0.2145
第21特定期間末 (2021年4月12日)	4,438,759,591	4,457,822,010	0.2329	0.2339
第22特定期間末 (2021年10月12日)	4,279,811,754	4,296,914,605	0.2502	0.2512
第23特定期間末 (2022年4月12日)	4,676,874,152	4,691,738,952	0.3146	0.3156
第24特定期間末 (2022年10月12日)	4,200,887,490	4,214,376,358	0.3114	0.3124
第25特定期間末 (2023年4月12日)	3,958,596,807	3,971,046,666	0.3180	0.3190
第26特定期間末 (2023年10月12日)	4,162,078,006	4,173,787,248	0.3555	0.3565
第27特定期間末 (2024年4月12日)	4,266,750,915	4,277,740,220	0.3883	0.3893
2024年4月末日	4,305,378,628	—	0.3940	—

5月末日	4,230,524,660	—	0.3912	—
6月末日	4,101,686,146	—	0.3819	—
7月末日	3,909,730,513	—	0.3674	—
8月末日	3,716,019,635	—	0.3513	—
9月末日	3,810,577,218	—	0.3638	—
第28特定期間末 (2024年10月15日)	3,776,888,072	3,787,250,709	0.3645	0.3655
10月末日	3,778,271,116	—	0.3658	—
11月末日	3,678,213,710	—	0.3599	—
12月末日	3,515,883,326	—	0.3509	—
2025年1月末日	3,608,017,173	—	0.3652	—
2月末日	3,541,666,865	—	0.3623	—
3月末日	3,514,613,349	—	0.3629	—
第29特定期間末 (2025年4月14日)	3,199,158,569	3,208,810,047	0.3315	0.3325
4月末日	3,266,192,667	—	0.3481	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第10特定期間	0.0600
第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0540
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0420
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0160
第18特定期間	0.0120
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0080
第21特定期間	0.0060
第22特定期間	0.0060
第23特定期間	0.0060
第24特定期間	0.0060
第25特定期間	0.0060
第26特定期間	0.0060
第27特定期間	0.0060
第28特定期間	0.0060
第29特定期間	0.0060

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第10特定期間	△14.7
第11特定期間	△4.0
第12特定期間	20.1
第13特定期間	16.0
第14特定期間	8.9
第15特定期間	△9.2
第16特定期間	△2.6
第17特定期間	1.8
第18特定期間	△6.1
第19特定期間	△24.7
第20特定期間	1.1
第21特定期間	11.9
第22特定期間	10.0
第23特定期間	28.1
第24特定期間	0.9
第25特定期間	4.0
第26特定期間	13.7
第27特定期間	10.9
第28特定期間	△4.6
第29特定期間	△7.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第10特定期間	946,063,873	5,057,757,521
第11特定期間	1,970,062,199	5,198,689,418
第12特定期間	2,707,400,138	5,794,424,732
第13特定期間	9,245,968,764	6,979,552,898
第14特定期間	3,646,995,703	5,790,193,480
第15特定期間	3,500,240,277	6,496,314,410
第16特定期間	743,800,504	9,915,964,288
第17特定期間	1,218,936,403	7,045,141,678
第18特定期間	341,213,689	5,072,881,862
第19特定期間	168,750,647	2,952,541,240
第20特定期間	155,637,503	2,145,082,322
第21特定期間	86,492,252	1,651,125,937

第22特定期間	82,970,931	2,042,538,859
第23特定期間	58,406,321	2,296,456,865
第24特定期間	39,671,538	1,415,604,177
第25特定期間	33,913,663	1,072,922,645
第26特定期間	25,075,063	765,691,678
第27特定期間	19,712,389	739,649,623
第28特定期間	18,727,184	645,395,395
第29特定期間	18,459,349	729,618,089

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)ブラジル・レアル・コース(毎月分配型)

2025年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	3,481円
純資産総額	32億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-3.8%
3カ月間	-3.9%
6カ月間	-3.2%
1年間	-8.7%
3年間	28.5%
5年間	121.3%
設定来	115.7%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円 設定来分配金合計額: 10,500円

決算期	第163期	第164期	第165期	第166期	第167期	第168期	第169期	第170期	第171期	第172期	第173期	第174期
	24年5月	24年6月	24年7月	24年8月	24年9月	24年10月	24年11月	24年12月	25年1月	25年2月	25年3月	25年4月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

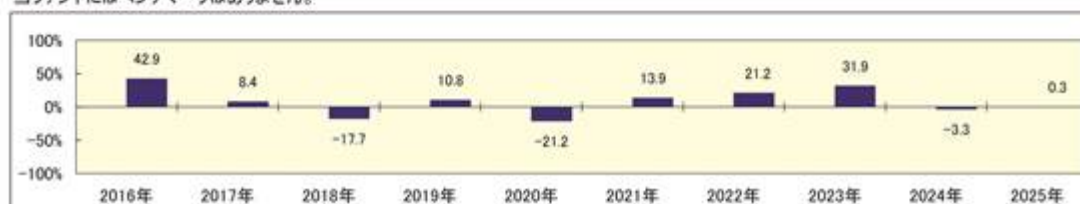
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド BRLクラス	99.2%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		99.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】(2025年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	739,736,244	99.58
内 ケイマン諸島	739,736,244	99.58

親投資信託受益証券	1,634	0.00
内 日本	1,634	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3,101,018	0.42
純資産総額	742,838,896	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2025年4月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-JPY CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	9,663,312.61	75.81 732,611,545	76.55 739,736,244	99.58
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,606	1.0175 1,634	1.0176 1,634	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.58%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.58%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10特定期間末 (2015年10月13日)	4,952,020,649	4,979,153,436	0.9126	0.9176
第11特定期間末 (2016年4月12日)	3,677,241,910	3,698,875,315	0.8499	0.8549
第12特定期間末 (2016年10月12日)	3,755,096,853	3,776,056,060	0.8958	0.9008
第13特定期間末 (2017年4月12日)	4,568,875,571	4,594,725,881	0.8837	0.8887
第14特定期間末 (2017年10月12日)	4,480,891,653	4,506,401,633	0.8783	0.8833
第15特定期間末 (2018年4月12日)	3,391,445,451	3,411,661,950	0.8388	0.8438
第16特定期間末 (2018年10月12日)	3,052,792,347	3,064,057,207	0.8130	0.8160
第17特定期間末 (2019年4月12日)	2,678,630,254	2,688,522,138	0.8124	0.8154
第18特定期間末 (2019年10月15日)	2,276,380,224	2,284,952,705	0.7966	0.7996
第19特定期間末 (2020年4月13日)	1,773,633,348	1,778,672,189	0.7040	0.7060
第20特定期間末 (2020年10月12日)	1,894,293,365	1,899,151,321	0.7799	0.7819
第21特定期間末 (2021年4月12日)	1,880,063,562	1,884,524,589	0.8429	0.8449
第22特定期間末 (2021年10月12日)	1,812,307,504	1,816,529,242	0.8586	0.8606
第23特定期間末 (2022年4月12日)	1,560,745,196	1,564,655,716	0.7982	0.8002
第24特定期間末 (2022年10月12日)	1,274,905,024	1,278,463,427	0.7166	0.7186
第25特定期間末 (2023年4月12日)	1,205,876,099	1,209,207,589	0.7239	0.7259
第26特定期間末 (2023年10月12日)	942,964,242	945,694,067	0.6909	0.6929
第27特定期間末 (2024年4月12日)	880,338,270	882,844,130	0.7026	0.7046
2024年4月末日	875,476,882	—	0.6986	—

5月末日	867,705,804	—	0.7011	—
6月末日	847,847,208	—	0.7038	—
7月末日	848,620,222	—	0.7114	—
8月末日	846,511,244	—	0.7171	—
9月末日	856,037,915	—	0.7244	—
第28特定期間末 (2024年10月15日)	848,078,956	850,442,496	0.7176	0.7196
10月末日	840,848,090	—	0.7158	—
11月末日	834,647,899	—	0.7163	—
12月末日	823,125,331	—	0.7063	—
2025年1月末日	810,850,549	—	0.7073	—
2月末日	792,898,179	—	0.7070	—
3月末日	758,272,905	—	0.6933	—
第29特定期間末 (2025年4月14日)	737,143,359	739,330,811	0.6740	0.6760
4月末日	742,838,896	—	0.6827	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第10特定期間	0.0300
第11特定期間	0.0300
第12特定期間	0.0300
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0260
第17特定期間	0.0180
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0140
第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120
第28特定期間	0.0120
第29特定期間	0.0120

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第10特定期間	△3.9
第11特定期間	△3.6
第12特定期間	8.9
第13特定期間	2.0
第14特定期間	2.8
第15特定期間	△1.1
第16特定期間	0.0
第17特定期間	2.1
第18特定期間	0.3
第19特定期間	△9.9
第20特定期間	12.5
第21特定期間	9.6
第22特定期間	3.3
第23特定期間	△5.6
第24特定期間	△8.7
第25特定期間	2.7
第26特定期間	△2.9
第27特定期間	3.4
第28特定期間	3.8
第29特定期間	△4.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第10特定期間	1,274,450,263	1,635,477,664
第11特定期間	88,367,009	1,188,243,320
第12特定期間	627,950,398	762,790,071
第13特定期間	2,179,560,657	1,201,340,040
第14特定期間	1,115,576,838	1,183,642,835
第15特定期間	617,624,299	1,676,320,420
第16特定期間	144,043,788	432,390,098
第17特定期間	484,519,752	942,178,429
第18特定期間	398,032,655	837,833,744
第19特定期間	55,351,179	393,424,502
第20特定期間	55,424,210	145,866,751
第21特定期間	22,296,196	220,760,331

第22特定期間	36,928,917	156,573,498
第23特定期間	8,896,002	164,504,876
第24特定期間	8,110,269	184,168,849
第25特定期間	30,992,685	144,449,070
第26特定期間	10,431,619	311,264,082
第27特定期間	281,356,763	393,339,662
第28特定期間	7,739,905	78,899,738
第29特定期間	7,328,955	95,373,072

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型) 日本円・コース (毎月分配型)

2025年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,827円
純資産総額	7.4億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.2%
3カ月間	-2.6%
6カ月間	-3.0%
1年間	1.1%
3年間	-5.0%
5年間	14.5%
設定来	39.4%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 240円 設定来分配金合計額: 6,360円

決算期	第163期	第164期	第165期	第166期	第167期	第168期	第169期	第170期	第171期	第172期	第173期	第174期
	24年5月	24年6月	24年7月	24年8月	24年9月	24年10月	24年11月	24年12月	25年1月	25年2月	25年3月	25年4月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

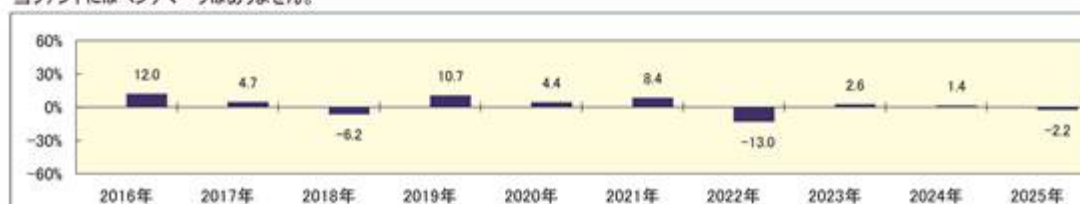
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド JPYクラス	99.6%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		99.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型) 南アフリカ・ランド・コース (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】 (2025年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	29,075,846	98.66
内 ケイマン諸島	29,075,846	98.66

親投資信託受益証券	1,116	0.00
内 日本	1,116	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	392,673	1.33
純資産総額	29,469,635	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2025年4月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-ZAR CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	460,680.44	60.98 28,092,382	63.11 29,075,846	98.66
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,097	1.0175 1,116	1.0176 1,116	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.66%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.67%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7特定期間末 (2015年10月13日)	30,171,549	30,471,719	0.9046	0.9136
第8特定期間末 (2016年4月12日)	23,428,854	23,737,930	0.6822	0.6912
第9特定期間末 (2016年10月12日)	22,879,250	23,172,506	0.7022	0.7112
第10特定期間末 (2017年4月12日)	29,139,534	29,485,055	0.7590	0.7680
第11特定期間末 (2017年10月12日)	49,258,901	49,829,125	0.7775	0.7865
第12特定期間末 (2018年4月12日)	86,086,361	87,059,524	0.7961	0.8051
第13特定期間末 (2018年10月12日)	87,128,378	88,312,650	0.6621	0.6711
第14特定期間末 (2019年4月12日)	128,144,287	129,867,469	0.6693	0.6783
第15特定期間末 (2019年10月15日)	88,557,663	89,918,954	0.5855	0.5945
第16特定期間末 (2020年4月13日)	62,756,548	63,660,600	0.4165	0.4225
第17特定期間末 (2020年10月12日)	70,128,974	70,718,401	0.4759	0.4799
第18特定期間末 (2021年4月12日)	60,413,650	60,819,964	0.5947	0.5987
第19特定期間末 (2021年10月12日)	34,212,970	34,439,369	0.6045	0.6085
第20特定期間末 (2022年4月12日)	35,033,180	35,250,805	0.6439	0.6479
第21特定期間末 (2022年10月12日)	30,820,040	31,047,818	0.5412	0.5452
第22特定期間末 (2023年4月12日)	29,387,071	29,622,551	0.4992	0.5032
第23特定期間末 (2023年10月12日)	31,177,915	31,414,951	0.5261	0.5301
第24特定期間末 (2024年4月12日)	30,719,341	30,939,221	0.5588	0.5628
2024年4月末日	31,496,608	—	0.5709	—

5月末日	31,849,776	—	0.5781	—
6月末日	33,234,030	—	0.6012	—
7月末日	32,782,886	—	0.5910	—
8月末日	32,313,598	—	0.5805	—
9月末日	33,422,569	—	0.5984	—
第25特定期間末 (2024年10月15日)	33,944,487	34,167,907	0.6077	0.6117
10月末日	34,457,440	—	0.6150	—
11月末日	33,198,727	—	0.5907	—
12月末日	33,510,421	—	0.5945	—
2025年1月末日	33,438,379	—	0.5912	—
2月末日	31,898,301	—	0.5748	—
3月末日	31,600,164	—	0.5678	—
第26特定期間末 (2025年4月14日)	28,097,680	28,320,132	0.5052	0.5092
4月末日	29,469,635	—	0.5274	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第7特定期間	0.0540
第8特定期間	0.0540
第9特定期間	0.0540
第10特定期間	0.0540
第11特定期間	0.0540
第12特定期間	0.0540
第13特定期間	0.0540
第14特定期間	0.0540
第15特定期間	0.0540
第16特定期間	0.0420
第17特定期間	0.0280
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0240
第20特定期間	0.0240
第21特定期間	0.0240
第22特定期間	0.0240
第23特定期間	0.0240
第24特定期間	0.0240
第25特定期間	0.0240
第26特定期間	0.0240

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第7特定期間	△10.3
第8特定期間	△18.6
第9特定期間	10.8
第10特定期間	15.8
第11特定期間	9.6
第12特定期間	9.3
第13特定期間	△10.0
第14特定期間	9.2
第15特定期間	△4.5
第16特定期間	△21.7
第17特定期間	21.0
第18特定期間	30.0
第19特定期間	5.7
第20特定期間	10.5
第21特定期間	△12.2
第22特定期間	△3.3
第23特定期間	10.2
第24特定期間	10.8
第25特定期間	13.0
第26特定期間	△12.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第7特定期間	20,648,557	2,286,817
第8特定期間	1,023,960	34,484
第9特定期間	502,056	2,259,775
第10特定期間	7,829,685	2,022,489
第11特定期間	54,327,726	29,360,708
第12特定期間	45,630,363	859,333
第13特定期間	72,094,856	48,638,316
第14特定期間	60,802,397	923,591
第15特定期間	28,201,674	68,411,748
第16特定期間	43,750,751	44,329,983
第17特定期間	3,415,558	6,733,984
第18特定期間	3,461,918	49,240,325

第19特定期間	3,282,873	48,261,414
第20特定期間	1,987,460	4,181,143
第21特定期間	2,796,304	257,999
第22特定期間	2,848,359	922,733
第23特定期間	2,662,121	2,273,152
第24特定期間	1,759,125	6,048,262
第25特定期間	1,222,952	337,823
第26特定期間	1,118,877	1,360,942

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)南アフリカ・ランド・コース(毎月分配型)

2025年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,274円
純資産総額	29百万円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-6.4%
3カ月間	-8.8%
6カ月間	-10.6%
1年間	0.4%
3年間	14.1%
5年間	110.2%
設定来	122.7%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 480円 設定来分配金合計額: 10,510円

決算期	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期
	24年5月	24年6月	24年7月	24年8月	24年9月	24年10月	24年11月	24年12月	25年1月	25年2月	25年3月	25年4月
分配金	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

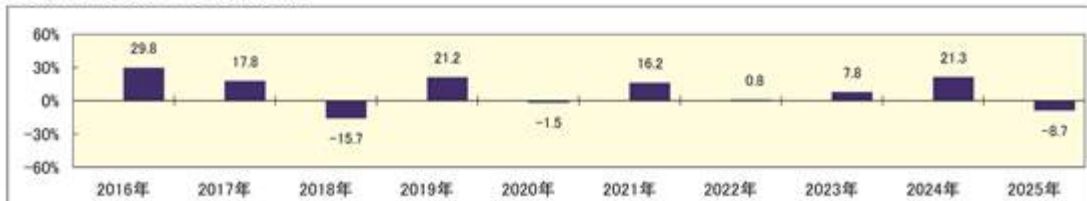
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド ZARクラス	98.7%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		98.7%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)トルコ・リラ・コース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】 (2025年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	220,783,579	99.33
内 ケイマン諸島	220,783,579	99.33

親投資信託受益証券	1,735	0.00
内 日本	1,735	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,492,692	0.67
純資産総額	222,278,006	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2025年4月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-TRY CLASS	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	26,677,571.19	8.47 226,045,196	8.27 220,783,579	99.33
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	1,705	1.0175 1,734	1.0176 1,735	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.33%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.33%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7特定期間末 (2015年10月13日)	549,339,753	557,706,155	0.8536	0.8666
第8特定期間末 (2016年4月12日)	449,426,119	457,528,415	0.7211	0.7341
第9特定期間末 (2016年10月12日)	424,387,727	430,881,364	0.6535	0.6635
第10特定期間末 (2017年4月12日)	485,305,094	493,969,948	0.5601	0.5701
第11特定期間末 (2017年10月12日)	1,106,708,041	1,126,177,903	0.5684	0.5784
第12特定期間末 (2018年4月12日)	1,211,779,285	1,238,664,488	0.4507	0.4607
第13特定期間末 (2018年10月12日)	979,092,676	994,824,790	0.3112	0.3162
第14特定期間末 (2019年4月12日)	1,299,840,514	1,318,816,607	0.3425	0.3475
第15特定期間末 (2019年10月15日)	1,312,185,155	1,331,938,836	0.3321	0.3371
第16特定期間末 (2020年4月13日)	1,038,422,661	1,058,874,391	0.2539	0.2589
第17特定期間末 (2020年10月12日)	917,209,327	929,188,697	0.2297	0.2327
第18特定期間末 (2021年4月12日)	702,047,160	710,376,426	0.2529	0.2559
第19特定期間末 (2021年10月12日)	563,948,723	570,711,051	0.2502	0.2532
第20特定期間末 (2022年4月12日)	261,172,327	264,242,778	0.1701	0.1721
第21特定期間末 (2022年10月12日)	236,390,784	239,348,452	0.1598	0.1618
第22特定期間末 (2023年4月12日)	226,424,726	227,847,266	0.1592	0.1602
第23特定期間末 (2023年10月12日)	202,574,308	203,963,999	0.1458	0.1468
第24特定期間末 (2024年4月12日)	205,538,059	206,846,461	0.1571	0.1581
2024年4月末日	212,707,043	—	0.1622	—

5月末日	221,085,109	—	0.1693	—
6月末日	228,368,033	—	0.1744	—
7月末日	233,053,315	—	0.1747	—
8月末日	219,475,784	—	0.1663	—
9月末日	220,933,345	—	0.1704	—
第25特定期間末 (2024年10月15日)	229,836,158	231,126,099	0.1782	0.1792
10月末日	242,298,112	—	0.1861	—
11月末日	244,258,330	—	0.1869	—
12月末日	254,595,805	—	0.1960	—
2025年1月末日	255,163,095	—	0.1960	—
2月末日	248,543,385	—	0.1917	—
3月末日	236,141,955	—	0.1854	—
第26特定期間末 (2025年4月14日)	223,427,956	224,701,730	0.1754	0.1764
4月末日	222,278,006	—	0.1786	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第7特定期間	0.0780
第8特定期間	0.0780
第9特定期間	0.0720
第10特定期間	0.0600
第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0500
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0220
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0100
第23特定期間	0.0060
第24特定期間	0.0060
第25特定期間	0.0060
第26特定期間	0.0060

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第7特定期間	△8.2
第8特定期間	△6.4
第9特定期間	0.6
第10特定期間	△5.1
第11特定期間	12.2
第12特定期間	△10.2
第13特定期間	△19.9
第14特定期間	19.7
第15特定期間	5.7
第16特定期間	△14.5
第17特定期間	△0.9
第18特定期間	17.9
第19特定期間	6.0
第20特定期間	△26.0
第21特定期間	1.0
第22特定期間	5.9
第23特定期間	△4.6
第24特定期間	11.9
第25特定期間	17.3
第26特定期間	1.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第7特定期間	32,366,846	86,791,748
第8特定期間	40,086,658	60,402,500
第9特定期間	86,624,835	60,514,715
第10特定期間	285,551,925	68,430,237
第11特定期間	1,172,638,563	92,137,676
第12特定期間	2,329,719,099	1,588,185,067
第13特定期間	1,047,344,404	589,441,924
第14特定期間	1,615,921,935	967,125,964
第15特定期間	577,347,264	421,829,834
第16特定期間	767,636,123	628,026,275
第17特定期間	236,985,050	334,207,493
第18特定期間	73,852,498	1,290,554,041

第19特定期間	55,126,356	577,438,875
第20特定期間	71,719,916	790,603,472
第21特定期間	61,804,016	118,195,730
第22特定期間	56,455,341	112,748,896
第23特定期間	41,336,047	74,185,258
第24特定期間	38,181,169	119,470,084
第25特定期間	64,375,417	82,836,337
第26特定期間	33,684,990	49,851,949

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)トルコ・リラ・コース(毎月分配型)

2025年4月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
基準価額・純資産の推移

基準価額	1,786円
純資産総額	2.2億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-3.1%
3カ月間	-7.4%
6カ月間	-0.9%
1年間	17.8%
3年間	38.0%
5年間	36.7%
設定来	27.1%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円													設定来分配金合計額: 10,550円	
決算期	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期		
	24年5月	24年6月	24年7月	24年8月	24年9月	24年10月	24年11月	24年12月	25年1月	25年2月	25年3月	25年4月		
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

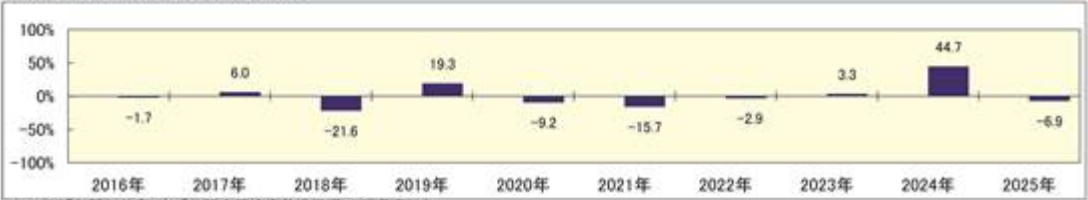
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド TRYクラス	99.3%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		99.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)通貨セレクト・コース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】 (2025年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		232,191,759	99.01
	内 ケイマン諸島	232,191,759	99.01

親投資信託受益証券	1,373	0.00
内 日本	1,373	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,326,410	0.99
純資産総額	234,519,542	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2025年4月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-CSC CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	5,964,799.72	38.25 228,175,267	38.92 232,191,759	99.01
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,350	1.0175 1,373	1.0176 1,373	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.01%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.01%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7特定期間末 (2015年10月13日)	1,114,256,012	1,133,764,623	0.7996	0.8136
第8特定期間末 (2016年4月12日)	833,004,875	851,872,611	0.6181	0.6321
第9特定期間末 (2016年10月12日)	835,362,179	848,885,347	0.6177	0.6277
第10特定期間末 (2017年4月12日)	913,203,163	927,782,096	0.6264	0.6364
第11特定期間末 (2017年10月12日)	859,333,330	873,153,963	0.6218	0.6318
第12特定期間末 (2018年4月12日)	842,423,628	857,887,876	0.5448	0.5548
第13特定期間末 (2018年10月12日)	700,166,885	711,006,104	0.4522	0.4592
第14特定期間末 (2019年4月12日)	674,900,259	681,943,012	0.4791	0.4841
第15特定期間末 (2019年10月15日)	673,373,909	680,733,527	0.4575	0.4625
第16特定期間末 (2020年4月13日)	452,394,025	458,728,075	0.3571	0.3621
第17特定期間末 (2020年10月12日)	491,021,186	497,518,563	0.3779	0.3829
第18特定期間末 (2021年4月12日)	398,008,901	402,677,269	0.4263	0.4313
第19特定期間末 (2021年10月12日)	374,596,115	378,978,619	0.4274	0.4324
第20特定期間末 (2022年4月12日)	290,402,449	294,224,125	0.3799	0.3849
第21特定期間末 (2022年10月12日)	233,132,860	236,415,683	0.3551	0.3601
第22特定期間末 (2023年4月12日)	274,180,332	277,965,384	0.3622	0.3672
第23特定期間末 (2023年10月12日)	245,838,712	249,178,034	0.3681	0.3731
第24特定期間末 (2024年4月12日)	291,194,456	294,815,252	0.4021	0.4071
2024年4月末日	291,047,229	—	0.4053	—

5月末日	295,467,688	—	0.4120	—
6月末日	287,114,147	—	0.4072	—
7月末日	284,593,331	—	0.3988	—
8月末日	267,848,068	—	0.3736	—
9月末日	272,838,526	—	0.3759	—
第25特定期間末 (2024年10月15日)	287,911,523	291,644,006	0.3857	0.3907
10月末日	291,352,428	—	0.3887	—
11月末日	290,253,055	—	0.3804	—
12月末日	288,997,606	—	0.3894	—
2025年1月末日	287,698,633	—	0.3884	—
2月末日	282,637,190	—	0.3784	—
3月末日	273,466,594	—	0.3692	—
第26特定期間末 (2025年4月14日)	250,621,903	254,325,139	0.3384	0.3434
4月末日	234,519,542	—	0.3516	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第7特定期間	0.0840
第8特定期間	0.0840
第9特定期間	0.0760
第10特定期間	0.0600
第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0540
第14特定期間	0.0380
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0300
第20特定期間	0.0300
第21特定期間	0.0300
第22特定期間	0.0300
第23特定期間	0.0300
第24特定期間	0.0300
第25特定期間	0.0300
第26特定期間	0.0300

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第7特定期間	△12.6
第8特定期間	△12.2
第9特定期間	12.2
第10特定期間	11.1
第11特定期間	8.8
第12特定期間	△2.7
第13特定期間	△7.1
第14特定期間	14.4
第15特定期間	1.8
第16特定期間	△15.4
第17特定期間	14.2
第18特定期間	20.7
第19特定期間	7.3
第20特定期間	△4.1
第21特定期間	1.4
第22特定期間	10.4
第23特定期間	9.9
第24特定期間	17.4
第25特定期間	3.4
第26特定期間	△4.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第7特定期間	187,280,664	109,530,917
第8特定期間	128,262,952	174,039,710
第9特定期間	81,845,918	77,224,476
第10特定期間	188,135,815	82,559,343
第11特定期間	368,324,380	444,154,412
第12特定期間	245,548,869	81,187,361
第13特定期間	273,354,036	271,318,937
第14特定期間	124,264,468	264,173,790
第15特定期間	269,136,127	205,763,057
第16特定期間	97,001,821	302,115,403
第17特定期間	63,783,939	31,118,619
第18特定期間	49,257,404	415,059,104

第19特定期間	82,759,929	139,932,700
第20特定期間	83,838,888	196,004,487
第21特定期間	55,391,505	163,162,250
第22特定期間	164,372,750	63,926,822
第23特定期間	93,032,361	182,178,432
第24特定期間	75,226,236	18,931,486
第25特定期間	65,932,875	43,595,356
第26特定期間	46,816,607	52,665,962

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国高金利社債ファンド(通貨選択型)通貨セレクト・コース(毎月分配型)

2025年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	3,516円
純資産総額	2.3億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-3.4%
3カ月間	-5.7%
6カ月間	-2.0%
1年間	1.5%
3年間	51.5%
5年間	120.2%
設定来	186.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、

「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 600円

設定来分配金合計額: 12,900円

決算期	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期
	24年5月	24年6月	24年7月	24年8月	24年9月	24年10月	24年11月	24年12月	25年1月	25年2月	25年3月	25年4月
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

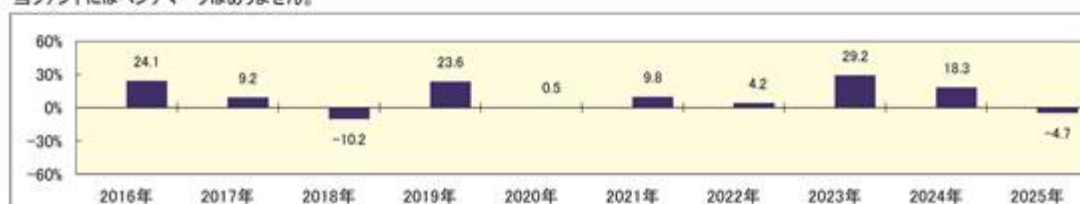
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	GIM トラストーUSハイ・イールド・ボンド・ファンド CSCクラス	99.0%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		99.0%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 米ドル・コース（毎月分配型）	2.11%	1.19%	0.92%
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 豪ドル・コース（毎月分配型）	2.10%	1.18%	0.92%
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	2.10%	1.19%	0.92%
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 日本円・コース（毎月分配型）	2.13%	1.19%	0.94%
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）	2.11%	1.18%	0.93%
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） トルコ・リラ・コース（毎月分配型）	2.11%	1.18%	0.93%
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型） 通貨セレクト・コース（毎月分配型）	2.25%	1.18%	1.06%

※対象期間は2024年10月16日～2025年4月14日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行ないません。

イ、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ．ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）～ハイイールドファンド～」を構成する各ファンドの受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することができます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

＜「米ドル・コース（毎月分配型）」「豪ドル・コース（毎月分配型）」＞

2010年12月17日から2025年10月10日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

＜「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」「日本円・コース（毎月分配型）」＞

2010年10月13日から2025年10月10日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

＜「南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）」「トルコ・リラ・コース（毎月分配型）」

「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」＞

2012年7月6日から2025年10月10日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

＜「米ドル・コース（毎月分配型）」「豪ドル・コース（毎月分配型）」＞

毎月13日から翌月12日までとします。ただし、第1計算期間は、2010年12月17日から2011年1月12日までとし、最終計算期間は、2025年9月13日から2025年10月10日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

＜「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」「日本円・コース（毎月分配型）」＞

毎月13日から翌月12日までとします。ただし、最終計算期間は、2025年9月13日から2025年10月10日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

＜「南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）」「トルコ・リラ・コース（毎月分配型）」
「通貨セレクト・コース（毎月分配型）」＞

毎月13日から翌月12日までとします。ただし、第1計算期間は、2012年7月6日から2012年8月12日までとし、最終計算期間は、2025年9月13日から2025年10月10日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

4. 前3. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎年4月および10月の計算期間の末日ならびに償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年10月16日から2025年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,893,601	10,429,595
投資信託受益証券	642,221,192	528,536,959
親投資信託受益証券	1,450	1,451
流動資産合計	649,116,243	538,968,005
資産合計	649,116,243	538,968,005
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,771,675	4,385,926
未払解約金	-	1,477,950
未払受託者報酬	18,781	17,274
未払委託者報酬	657,631	604,928
その他未払費用	34,046	25,649
流動負債合計	5,482,133	6,511,727
負債合計	5,482,133	6,511,727
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 596,459,445	※ 1 548,240,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 47,174,665	※ 2 △ 15,784,548
（分配準備積立金）	58,153,970	44,681,459
元本等合計	643,634,110	532,456,278
純資産合計	643,634,110	532,456,278
負債純資産合計	649,116,243	538,968,005

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年4月13日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取配当金	32,306,480	22,695,753
受取利息	9,733	12,894
有価証券売買等損益	3,196,492	△ 50,679,985
営業収益合計	35,512,705	△ 27,971,338
営業費用		
受託者報酬	136,480	102,945
委託者報酬	4,778,623	3,604,793
その他費用	34,046	25,649
営業費用合計	4,949,149	3,733,387
営業利益又は営業損失（△）	30,563,556	△ 31,704,725
経常利益又は経常損失（△）	30,563,556	△ 31,704,725
当期純利益又は当期純損失（△）	30,563,556	△ 31,704,725
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 10,631,674	777,138
期首剰余金又は期首欠損金（△）	69,933,742	47,174,665
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,392,125	1,366,836
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,392,125	1,366,836
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,008,653	4,251,862
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,008,653	4,251,862
分配金	※ 1 34,337,779	※ 1 27,592,324
期末剰余金又は期末欠損金（△）	47,174,665	△ 15,784,548

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2024年10月12日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を2024年10月15日としており、2025年4月12日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2025年4月14日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
----	---------------------	--------------------

1. ※1 期首元本額	835,796,625円	596,459,445円
期中追加設定元本額	23,805,153円	15,326,259円
期中一部解約元本額	263,142,333円	63,544,878円
2. 特定期間末日における受益権の総数	596,459,445口	548,240,826口
3. ※2 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,784,548円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年4月13日 至2024年10月15日	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
※1 分配金の計算過程	(自2024年4月13日至2024年5月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,004,531円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(17,059,659円)、投資信託約款に規定される収益調整金(341,089,303円)及び分配準備積立金(50,959,722円)より分配対象額は415,113,215円(1万口当たり5,002.78円)であり、うち6,638,125円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,580,981円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(242,387,298円)及び分配準備積立金(56,763,026円)より分配対象額は302,731,305円(1万口当たり5,172.65円)であり、うち4,682,028円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自2024年5月14日至2024年6月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,420,855円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (9,677,647円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (342,047,728円)及び分配準備積立金(67,207,094円)より分配対象額は424,353,324円(1万口当たり5,104.40円)であり、うち6,650,788円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	(自2024年11月13日至2024年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,472,123円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(243,612,752円)及び分配準備積立金 (55,660,625円)より分配対象額は302,745,500円(1万口当たり5,151.75円)であり、うち4,701,248円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
(自2024年6月13日至2024年7月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,015,713円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (12,783,903円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (343,959,436円)及び分配準備積立金(75,185,136円)より分配対象額は437,944,188円(1万口当たり5,250.12円)であり、うち6,673,279円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	(自2024年12月13日至2025年1月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,413,356円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(240,660,627円)及び分配準備積立金 (53,339,597円)より分配対象額は297,413,580円(1万口当たり5,130.63円)であり、うち4,637,457円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自2024年7月13日至2024年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,639,286円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(250,197,740円)及び分配準備積立金 (63,182,658円)より分配対象額は317,019,684円(1万口当たり5,230.18円)であり、うち4,849,081円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	(自2025年1月15日至2025年2月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,342,080円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(239,118,562円)及び分配準備積立金 (51,574,703円)より分配対象額は294,035,345円(1万口当たり5,108.70円)であり、うち4,604,465円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
(自2024年8月14日至2024年9月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,265,457円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(245,620,515円)及び分配準備積立金 (60,486,586円)より分配対象額は309,372,558円(1万口当たり5,205.19円)であり、うち4,754,831円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	(自2025年2月13日至2025年3月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,346,977円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(238,080,336円)及び分配準備積立金 (49,888,179円)より分配対象額は291,315,492円(1万口当たり5,087.15円)であり、うち4,581,200円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

	(自2024年9月13日至2024年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,950,887円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(246,723,547円)及び分配準備積立金(58,974,758円)より分配対象額は309,649,192円(1万口当たり5,191.45円)であり、うち4,771,675円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	(自2025年3月13日至2025年4月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,653,865円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(228,098,602円)及び分配準備積立金(46,413,520円)より分配対象額は277,165,987円(1万口当たり5,055.55円)であり、うち4,385,926円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
--	--	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	35,155,179	△32,515,825
親投資信託受益証券	0	0
合計	35,155,179	△32,515,825

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0791円 (10,791円)	0.9712円 (9,712円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-USD CLASS	3,743,975.060	528,536,959.220	
	国外・円 小計			528,536,959.220 (528,536,959)	
投資信託受益証券 合計				528,536,959 [528,536,959]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネー・マザーファ ンド	1,427	1,451	
	日本円 小計			1,451	
親投資信託受益証券 合計				1,451	
合計				528,538,410 [528,536,959]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年10月15日現在 金 額 (円)	2025年4月14日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,721,939,792	10,179,538,477
国債証券	11,399,197,627	14,990,676,907
流動資産合計	20,121,137,419	25,170,215,384
資産合計	20,121,137,419	25,170,215,384
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,786,894,300
流動負債合計	-	1,786,894,300
負債合計	-	1,786,894,300
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	19,796,895,928	22,981,770,173
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	324,241,491	401,550,911
元本等合計	20,121,137,419	23,383,321,084
純資産合計	20,121,137,419	23,383,321,084
負債純資産合計	20,121,137,419	25,170,215,384

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自2024年10月16日 至2025年4月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券

	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
--	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年10月15日現在	2025年4月14日現在
1. ※1 期首	2024年4月13日	2024年10月16日
期首元本額	17,984,932,965円	19,796,895,928円
期中追加設定元本額	12,304,226,181円	24,407,982,567円
期中一部解約元本額	10,492,263,218円	21,223,108,322円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ゴールド・ファンド（F0Fs用） （適格機関投資家専用）	9,272,436,966円	10,255,914,543円
ターゲット・リターン（コスト 控除後3%）資金拠出用ファンド （適格機関投資家専用）	-円	159,231円
ターゲット・リターン（コスト 控除後5%）資金拠出用ファンド （適格機関投資家専用）	-円	252,213円
ダイワ・グローバルIoT関連株 ファンド ―AI新時代―（為替 ヘッジあり）	1,316円	1,316円
ダイワ・グローバルIoT関連株 ファンド ―AI新時代―（為替 ヘッジなし）	1,316円	1,316円
ダイワF Eグローバル・バ リュウ（為替ヘッジあり）	9,608円	9,608円
ダイワF Eグローバル・バ リュウ（為替ヘッジなし）	9,608円	9,608円
NWQグローバル厳選証券ファ ンド（為替ヘッジあり）	1,862円	1,862円

NWQグローバル厳選証券ファン ド（為替ヘッジなし）	1,862円	1,862円
世界水資源関連株式ファン ダイワ／“RICI®”コモディ ティ・ファンド	984円	984円
スマート・アロケーション・D ガード	2,074,249円	2,074,249円
堅実バランスファンド ーハジメ の一步ー	-円	16,839,004円
NWQグローバル厳選証券ファ ンド（為替ヘッジあり／隔月分 配型）	-円	129,090,827円
NWQグローバル厳選証券ファ ンド（為替ヘッジなし／隔月分 配型）	1,595円	1,595円
NWQグローバル厳選証券ファ ンド（為替ヘッジあり／資産成 長型）	1,428円	1,428円
NWQグローバル厳選証券ファ ンド（為替ヘッジあり／資産成 長型）	1,772円	1,772円
NWQグローバル厳選証券ファ ンド（為替ヘッジなし／資産成 長型）	1,270円	1,270円
世界セレクトィブ株式オープン	983円	983円
世界セレクトィブ株式オープン （年2回決算型）	983円	983円
iFreeETF NASDAQ100インバース	1,625,040,517円	1,583,548,617円
iFreeETF NASDAQ100レバレッジ	3,272,598,772円	4,867,889,313円
iFreeETF NASDAQ100ダブルイン バース	1,877,698,952円	1,974,495,596円
iFreeETF 米国10年国債先物イン バース	206,499,114円	662,981,816円
DCダイワ・マネー・ポート フォリオ	3,540,489,072円	3,436,965,589円
ダイワ米国株ストラテジーα （通貨選択型） ートリプルリ ターンズー 日本円・コース（毎 月分配型）	1,851円	1,851円
ダイワ米国株ストラテジーα （通貨選択型） ートリプルリ ターンズー 豪ドル・コース（毎 月分配型）	1,805円	1,805円

ダイワ米国株ストラテジーα （通貨選択型） ートリプルリ ターンズー ブラジル・リアル・ コース（毎月分配型）	1,763円	1,763円
ダイワ米国株ストラテジーα （通貨選択型） ートリプルリ ターンズー 米ドル・コース（毎 月分配型）	1,957円	1,957円
ダイワF Eグローバル・バ リュ株ファンド（ダイワSM A専用）	3,666円	3,666円
ダイワ米国高金利社債ファンド （通貨選択型）ブラジル・レア ル・コース（毎月分配型）	1,773円	1,773円
ダイワ米国高金利社債ファンド （通貨選択型）日本円・コース （毎月分配型）	1,606円	1,606円
ダイワ米国高金利社債ファンド （通貨選択型）米ドル・コース （毎月分配型）	1,427円	1,427円
ダイワ米国高金利社債ファンド （通貨選択型）豪ドル・コース （毎月分配型）	1,922円	1,922円
ダイワ・アンビット・インド小 型株ファンド	-円	984円
ダイワ・ダブルバランス・ファ ンド（Dガード付／部分為替 ヘッジあり）	-円	41,924,514円
DCスマート・アロケーショ ン・Dガード	-円	9,575,391円
ダイワ米国高金利社債ファンド （通貨選択型）南アフリカ・ラ ンド・コース（毎月分配型）	1,097円	1,097円
ダイワ米国高金利社債ファンド （通貨選択型）トルコ・リラ・ コース（毎月分配型）	1,705円	1,705円
ダイワ米国高金利社債ファンド （通貨選択型）通貨セレクト・ コース（毎月分配型）	1,350円	1,350円

ダイワ米国株ストラテジーα （通貨選択型）ートリプルリ ターンズー通貨セレクト・コー ス（毎月分配型）	1,777円	1,777円
計	19,796,895,928円	22,981,770,173円
2. 期末日における受益権の総数	19,796,895,928口	22,981,770,173口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	2025年4月14日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	244,188	3,427,907
合計	244,188	3,427,907

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2024年10月15日現在	2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2024年10月15日現在	2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0164円 (10,164円)	1.0175円 (10,175円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	1286国庫短期証券	3,500,000,000	3,499,162,149	
	1296国庫短期証券	11,500,000,000	11,491,514,758	
国債証券 合計			14,990,676,907	
合計			14,990,676,907	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース(毎月分配型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年10月16日から2025年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース(毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,006,897	5,020,656
投資信託受益証券	610,867,925	513,700,776
親投資信託受益証券	1,953	1,955
流動資産合計	619,876,775	518,723,387
資産合計	619,876,775	518,723,387
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,253,891	2,221,681
未払受託者報酬	18,063	16,405
未払委託者報酬	632,685	574,465
その他未払費用	25,651	23,936
流動負債合計	2,930,290	2,836,487
負債合計	2,930,290	2,836,487
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,126,945,691	※1 1,110,840,637
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 509,999,206	※2 △ 594,953,737
（分配準備積立金）	22,871,326	26,267,411
元本等合計	616,946,485	515,886,900
純資産合計	616,946,485	515,886,900
負債純資産合計	619,876,775	518,723,387

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年4月13日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取配当金	21,114,905	20,827,937
受取利息	3,280	8,492
有価証券売買等損益	23,540,899	△ 96,595,084
営業収益合計	44,659,084	△ 75,758,655
営業費用		
受託者報酬	102,922	96,093
委託者報酬	3,604,151	3,364,805
その他費用	25,651	23,936
営業費用合計	3,732,724	3,484,834
営業利益又は営業損失（△）	40,926,360	△ 79,243,489
経常利益又は経常損失（△）	40,926,360	△ 79,243,489
当期純利益又は当期純損失（△）	40,926,360	△ 79,243,489
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	53,017	7,628
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 544,892,241	△ 509,999,206
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,046,140	10,884,166
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,046,140	10,884,166
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,444,197	3,167,507
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,444,197	3,167,507
分配金	※ 1 13,582,251	※ 1 13,420,073
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 509,999,206	△ 594,953,737

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2024年10月12日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を2024年10月15日としており、2025年4月12日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2025年4月14日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
----	--------------------------------	-------------------------------

1. ※1 期首元本額	1,142,542,585円	1,126,945,691円
期中追加設定元本額	7,390,003円	6,675,008円
期中一部解約元本額	22,986,897円	22,780,062円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,126,945,691口	1,110,840,637口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は509,999,206円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は594,953,737円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年4月13日 至2024年10月15日	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
※1 分配金の計算過程	(自2024年4月13日至2024年5月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,449,871円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (78,462,520円) 及び分配準備積立金 (17,227,864円) より分配対象額は99,140,255円 (1万口当たり875.02円) であり、うち2,266,015円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,826,693円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (78,235,602円) 及び分配準備積立金 (22,871,197円) より分配対象額は103,933,492円 (1万口当たり921.39円) であり、うち2,256,003円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。

(自2024年5月14日至2024年6月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,169,339円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(78,554,308円)及び分配準備積立金 (18,411,598円)より分配対象額は100,135,245円(1万口当たり882.96円)であり、うち2,268,159円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2024年11月13日至2024年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,069,358円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(78,331,109円)及び分配準備積立金 (23,441,471円)より分配対象額は104,841,938円(1万口当たり928.58円)であり、うち2,258,112円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
(自2024年6月13日至2024年7月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,641,592円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(78,649,638円)及び分配準備積立金 (19,312,775円)より分配対象額は101,604,005円(1万口当たり895.04円)であり、うち2,270,366円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2024年12月13日至2025年1月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,744,176円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(77,650,357円)及び分配準備積立金 (24,011,176円)より分配対象額は104,405,709円(1万口当たり933.11円)であり、うち2,237,808円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年7月13日至2024年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,995,043円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(78,732,689円)及び分配準備積立金 (20,681,678円)より分配対象額は102,409,410円(1万口当たり901.41円)であり、うち2,272,211円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2025年1月15日至2025年2月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,053,893円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(77,129,884円)及び分配準備積立金 (24,321,089円)より分配対象額は104,504,866円(1万口当たり940.59円)であり、うち2,222,104円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
(自2024年8月14日至2024年9月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,639,638円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(78,039,857円)及び分配準備積立金 (21,189,358円)より分配対象額は101,868,853円(1万口当たり904.85円)であり、うち2,251,609円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2025年2月13日至2025年3月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,083,200円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(77,234,111円)及び分配準備積立金 (25,152,712円)より分配対象額は105,470,023円(1万口当たり948.32円)であり、うち2,224,365円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

	(自2024年9月13日至2024年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,547,830円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(78,140,817円)及び分配準備積立金 (21,577,387円)より分配対象額は103,266,034円(1万口当たり916.34円)であり、うち2,253,891円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2025年3月13日至2025年4月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,536,312円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(77,168,260円)及び分配準備積立金 (25,952,780円)より分配対象額は105,657,352円(1万口当たり951.15円)であり、うち2,221,681円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
--	--	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	42,607,342	△36,515,022
親投資信託受益証券	0	1
合計	42,607,342	△36,515,021

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5475円 (5,475円)	0.4644円 (4,644円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-AUD CLASS	6,217,406.490	513,700,776.420	
	国外・円 小計			513,700,776.420 (513,700,776)	
投資信託受益証券 合計				513,700,776 [513,700,776]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネー・マザーファ ンド	1,922	1,955	
	日本円 小計			1,955	
親投資信託受益証券 合計				1,955	
合計				513,702,731 [513,700,776]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年10月16日から2025年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	75,007,489	27,962,249
投資信託受益証券	3,748,453,414	3,187,720,514
親投資信託受益証券	1,802	1,804
流動資産合計	3,823,462,705	3,215,684,567
資産合計	3,823,462,705	3,215,684,567
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,362,637	9,651,478
未払解約金	31,967,208	3,006,054
未払受託者報酬	113,225	103,357
未払委託者報酬	3,963,193	3,617,585
その他未払費用	168,370	147,524
流動負債合計	46,574,633	16,525,998
負債合計	46,574,633	16,525,998
純資産の部		
元本等		
元本	※1 10,362,637,021	※1 9,651,478,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 6,585,748,949	※2 △ 6,452,319,712
（分配準備積立金）	1,216,046,723	1,318,341,017
元本等合計	3,776,888,072	3,199,158,569
純資産合計	3,776,888,072	3,199,158,569
負債純資産合計	3,823,462,705	3,215,684,567

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年4月13日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取配当金	262,145,374	273,142,085
受取利息	21,461	51,226
有価証券売買等損益	△ 429,090,094	△ 513,074,983
営業収益合計	△ 166,923,259	△ 239,881,672
営業費用		
受託者報酬	673,815	590,400
委託者報酬	23,585,270	20,665,568
その他費用	168,370	147,524
営業費用合計	24,427,455	21,403,492
営業利益又は営業損失（△）	△ 191,350,714	△ 261,285,164
経常利益又は経常損失（△）	△ 191,350,714	△ 261,285,164
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 191,350,714	△ 261,285,164
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,010,687	2,381,475
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 6,722,554,317	△ 6,585,748,949
剰余金増加額又は欠損金減少額	405,691,651	468,556,531
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	405,691,651	468,556,531
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,711,573	11,825,956
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,711,573	11,825,956
分配金	※ 1 63,813,309	※ 1 59,634,699
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 6,585,748,949	△ 6,452,319,712

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2024年10月12日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を2024年10月15日としており、2025年4月12日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2025年4月14日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
----	--------------------------------	-------------------------------

1. ※1 期首元本額	10,989,305,232円	10,362,637,021円
期中追加設定元本額	18,727,184円	18,459,349円
期中一部解約元本額	645,395,395円	729,618,089円
2. 特定期間末日における受益権の総数	10,362,637,021口	9,651,478,281口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,585,748,949円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,452,319,712円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年4月13日 至2024年10月15日	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
※1 分配金の計算過程	(自2024年4月13日至2024年5月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(43,267,052円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(96,290,022円)及び分配準備積立金(1,093,600,934円)より分配対象額は1,233,158,008円(1万口当たり1,137.36円)であり、うち10,842,276円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(37,216,732円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(93,320,762円)及び分配準備積立金(1,206,233,840円)より分配対象額は1,336,771,334円(1万口当たり1,300.10円)であり、うち10,282,055円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年5月14日至2024年6月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (39,520,615円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(96,219,561円)及び分配準備積立金 (1,121,119,884円)より分配対象額は1,256,860,060円(1万口当たり1,163.96円)であり、うち10,798,131円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2024年11月13日至2024年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (41,671,322円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(92,947,946円)及び分配準備積立金 (1,222,851,702円)より分配対象額は1,357,470,970円(1万口当たり1,330.96円)であり、うち10,199,197円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
(自2024年6月13日至2024年7月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (41,754,548円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(95,538,426円)及び分配準備積立金 (1,137,488,131円)より分配対象額は1,274,781,105円(1万口当たり1,193.04円)であり、うち10,685,165円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2024年12月13日至2025年1月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (37,367,952円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(91,153,333円)及び分配準備積立金 (1,224,273,776円)より分配対象額は1,352,795,061円(1万口当たり1,358.48円)であり、うち9,958,133円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年7月13日至2024年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (38,235,401円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(95,353,306円)及び分配準備積立金 (1,162,029,707円)より分配対象額は1,295,618,414円(1万口当たり1,219.01円)であり、うち10,628,420円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自2024年8月14日至2024年9月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (35,583,470円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(94,525,286円)及び分配準備積立金 (1,174,536,626円)より分配対象額は1,304,645,382円(1万口当たり1,242.91円)であり、うち10,496,680円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2025年1月15日至2025年2月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (45,571,290円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(90,258,113円)及び分配準備積立金 (1,233,888,896円)より分配対象額は1,369,718,299円(1万口当たり1,394.89円)であり、うち9,819,531円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自2025年2月13日至2025年3月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (48,211,786円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(89,750,383円)及び分配準備積立金 (1,256,961,146円)より分配対象額は1,394,923,315円(1万口当たり1,434.47円)であり、うち9,724,305円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
---	---

	（自2024年9月13日至2024年10月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（42,479,125円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（93,692,712円）及び分配準備積立金（1,183,930,235円）より分配対象額は1,320,102,072円（1万口当たり1,273.91円）であり、うち10,362,637円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	（自2025年3月13日至2025年4月14日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（42,640,171円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（89,472,992円）及び分配準備積立金（1,285,352,324円）より分配対象額は1,417,465,487円（1万口当たり1,468.65円）であり、うち9,651,478円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	208,610,686	△239,997,944
親投資信託受益証券	1	1
合計	208,610,687	△239,997,943

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3645円 (3,645円)	0.3315円 (3,315円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-BRL CLASS	114,091,643.310	3,187,720,514.080	
	国外・円 小計			3,187,720,514.080 (3,187,720,514)	
投資信託受益証券 合計				3,187,720,514 [3,187,720,514]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネー・マザーファ ンド	1,773	1,804	
	日本円 小計			1,804	
親投資信託受益証券 合計				1,804	
合計				3,187,722,318 [3,187,720,514]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年10月16日から2025年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,680,505	10,270,429
投資信託受益証券	839,712,864	729,906,085
親投資信託受益証券	1,632	1,634
流動資産合計	851,395,001	740,178,148
資産合計	851,395,001	740,178,148
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,363,540	2,187,452
未払受託者報酬	25,454	22,618
未払委託者報酬	891,108	791,635
その他未払費用	35,943	33,084
流動負債合計	3,316,045	3,034,789
負債合計	3,316,045	3,034,789
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,181,770,259	※1 1,093,726,142
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 333,691,303	※2 △ 356,582,783
（分配準備積立金）	11,798,364	6,117,178
元本等合計	848,078,956	737,143,359
純資産合計	848,078,956	737,143,359
負債純資産合計	851,395,001	740,178,148

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年4月13日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取配当金	11,524,371	12,852,780
受取利息	5,365	13,385
有価証券売買等損益	26,060,267	△ 43,159,557
営業収益合計	37,590,003	△ 30,293,392
営業費用		
受託者報酬	144,102	132,655
委託者報酬	5,045,110	4,643,931
その他費用	35,943	33,084
営業費用合計	5,225,155	4,809,670
営業利益又は営業損失（△）	32,364,848	△ 35,103,062
経常利益又は経常損失（△）	32,364,848	△ 35,103,062
当期純利益又は当期純損失（△）	32,364,848	△ 35,103,062
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	167,060	122,510
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 372,591,822	△ 333,691,303
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,381,180	28,111,512
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,381,180	28,111,512
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,269,280	2,131,526
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,269,280	2,131,526
分配金	※ 1 14,409,169	※ 1 13,645,894
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 333,691,303	△ 356,582,783

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2024年10月12日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を2024年10月15日としており、2025年4月12日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2025年4月14日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
----	---------------------	--------------------

1. ※1 期首元本額	1,252,930,092円	1,181,770,259円
期中追加設定元本額	7,739,905円	7,328,955円
期中一部解約元本額	78,899,738円	95,373,072円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,181,770,259口	1,093,726,142口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は333,691,303円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は356,582,783円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年4月13日 至2024年10月15日	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
※1 分配金の計算過程	(自2024年4月13日至2024年5月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,740,355円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(46,524,961円)及び分配準備積立金(17,611,847円)より分配対象額は65,877,163円(1万口当たり531.26円)であり、うち2,480,022円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,142,627円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(44,160,246円)及び分配準備積立金(11,715,109円)より分配対象額は57,017,982円(1万口当たり485.40円)であり、うち2,349,301円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年5月14日至2024年6月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,320,208円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(46,220,540円)及び分配準備積立金 (16,737,323円)より分配対象額は64,278,071円(1万口当たり521.98円)であり、うち2,462,839円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2024年11月13日至2024年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,361,781円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(43,815,906円)及び分配準備積立金 (10,412,962円)より分配対象額は55,590,649円(1万口当たり477.09円)であり、うち2,330,402円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
(自2024年6月13日至2024年7月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,665,874円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(44,739,813円)及び分配準備積立金 (15,073,374円)より分配対象額は61,479,061円(1万口当たり515.96円)であり、うち2,383,073円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2024年12月13日至2025年1月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,175,278円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(43,834,811円)及び分配準備積立金(9,436,244円)より分配対象額は54,446,333円(1万口当たり467.17円)であり、うち2,330,875円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年7月13日至2024年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,513,699円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(44,295,765円)及び分配準備積立金(14,193,546円)より分配対象額は60,003,010円(1万口当たり508.80円)であり、うち2,358,607円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2025年1月15日至2025年2月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,079,058円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(42,270,867円)及び分配準備積立金(7,974,940円)より分配対象額は52,324,865円(1万口当たり465.68円)であり、うち2,247,255円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
(自2024年8月14日至2024年9月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,707,275円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(44,356,385円)及び分配準備積立金(13,348,638円)より分配対象額は59,412,298円(1万口当たり503.26円)であり、うち2,361,088円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2025年2月13日至2025年3月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,594,837円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(41,401,675円)及び分配準備積立金(7,636,511円)より分配対象額は50,633,023円(1万口当たり460.17円)であり、うち2,200,609円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

	(自2024年9月13日至2024年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,467,100円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(44,415,658円)及び分配準備積立金(12,694,804円)より分配対象額は58,577,562円(1万口当たり495.68円)であり、うち2,363,540円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2025年3月13日至2025年4月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,323,330円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(41,161,557円)及び分配準備積立金(6,981,300円)より分配対象額は49,466,187円(1万口当たり452.27円)であり、うち2,187,452円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,557,067	△25,117,214
親投資信託受益証券	0	1
合計	1,557,067	△25,117,213

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7176円 (7,176円)	0.6740円 (6,740円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-JPY CLASS	9,627,970.680	729,906,085.220	
	国外・円 小計			729,906,085.220 (729,906,085)	
投資信託受益証券 合計				729,906,085 [729,906,085]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネー・マザーファ ンド	1,606	1,634	
	日本円 小計			1,634	
親投資信託受益証券 合計				1,634	
合計				729,907,719 [729,906,085]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年10月16日から2025年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	422,023	535,691
投資信託受益証券	33,781,499	27,819,932
親投資信託受益証券	1,114	1,116
流動資産合計	34,204,636	28,356,739
資産合計	34,204,636	28,356,739
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	223,420	222,452
未払解約金	-	2,264
未払受託者報酬	977	915
未払委託者報酬	34,471	32,171
その他未払費用	1,281	1,257
流動負債合計	260,149	259,059
負債合計	260,149	259,059
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 55,855,208	※ 1 55,613,143
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △ 21,910,721	※ 2 △ 27,515,463
（分配準備積立金）	1,929,243	2,084,646
元本等合計	33,944,487	28,097,680
純資産合計	33,944,487	28,097,680
負債純資産合計	34,204,636	28,356,739

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年4月13日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取配当金	1,727,955	1,716,351
受取利息	148	503
有価証券売買等損益	2,519,350	△ 5,897,916
営業収益合計	4,247,453	△ 4,181,062
営業費用		
受託者報酬	5,387	5,346
委託者報酬	190,420	188,373
その他費用	1,281	1,257
営業費用合計	197,088	194,976
営業利益又は営業損失（△）	4,050,365	△ 4,376,038
経常利益又は経常損失（△）	4,050,365	△ 4,376,038
当期純利益又は当期純損失（△）	4,050,365	△ 4,376,038
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,577	8,857
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 24,250,738	△ 21,910,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	142,264	576,330
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	142,264	576,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	520,698	456,172
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	520,698	456,172
分配金	※1 1,330,337	※1 1,340,005
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 21,910,721	△ 27,515,463

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2024年10月12日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を2024年10月15日としており、2025年4月12日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2025年4月14日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
----	---------------------	--------------------

1. ※1 期首元本額	54,970,079円	55,855,208円
期中追加設定元本額	1,222,952円	1,118,877円
期中一部解約元本額	337,823円	1,360,942円
2. 特定期間末日における受益権の総数	55,855,208口	55,613,143口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は21,910,721円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,515,463円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年4月13日 至2024年10月15日	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
※1 分配金の計算過程	(自2024年4月13日至2024年5月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(277,038円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,009,349円)及び分配準備積立金(1,653,483円)より分配対象額は12,939,870円(1万口当たり2,343.53円)であり、うち220,860円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(272,002円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,210,227円)及び分配準備積立金(1,928,997円)より分配対象額は13,411,226円(1万口当たり2,393.47円)であり、うち224,129円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

(自2024年5月14日至2024年6月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (244,565円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(10,991,562円)及び分配準備積立金(1,699,917円)より分配対象額は12,936,044円(1万口当たり2,347.92円)であり、うち220,382円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(自2024年11月13日至2024年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (270,972円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,248,110円)及び分配準備積立金(1,976,018円)より分配対象額は13,495,100円(1万口当たり2,401.70円)であり、うち224,759円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
(自2024年6月13日至2024年7月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (301,432円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,034,908円)及び分配準備積立金(1,724,100円)より分配対象額は13,060,440円(1万口当たり2,362.45円)であり、うち221,133円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(自2024年12月13日至2025年1月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (243,988円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,290,919円)及び分配準備積立金(2,022,171円)より分配対象額は13,557,078円(1万口当たり2,404.98円)であり、うち225,483円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

(自2024年7月13日至2024年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (257,041円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,078,298円)及び分配準備積立金(1,804,345円)より分配対象額は13,139,684円(1万口当たり2,368.79円)であり、うち221,880円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(自2025年1月15日至2025年2月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (269,368円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,085,860円)及び分配準備積立金(1,995,556円)より分配対象額は13,350,784円(1万口当たり2,413.68円)であり、うち221,251円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
(自2024年8月14日至2024年9月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (239,565円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,123,822円)及び分配準備積立金(1,839,506円)より分配対象額は13,202,893円(1万口当たり2,371.83円)であり、うち222,662円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(自2025年2月13日至2025年3月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (262,683円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,126,803円)及び分配準備積立金(2,043,087円)より分配対象額は13,432,573円(1万口当たり2,421.03円)であり、うち221,931円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

	(自2024年9月13日至2024年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(296,586円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,168,396円)及び分配準備積立金(1,856,077円)より分配対象額は13,321,059円(1万口当たり2,384.93円)であり、うち223,420円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(自2025年3月13日至2025年4月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(225,551円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,160,095円)及び分配準備積立金(2,081,547円)より分配対象額は13,467,193円(1万口当たり2,421.58円)であり、うち222,452円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
--	--	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,752,169	△3,307,514
親投資信託受益証券	0	1
合計	2,752,169	△3,307,513

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6077円 (6,077円)	0.5052円 (5,052円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-ZAR CLASS	456,363.730	27,819,932.980	
	国外・円 小計			27,819,932.980 (27,819,932)	
投資信託受益証券 合計				27,819,932 [27,819,932]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネー・マザーファ ンド	1,097	1,116	
	日本円 小計			1,116	
親投資信託受益証券 合計				1,116	
合計				27,821,048 [27,819,932]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年10月16日から2025年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,698,408	2,437,839
投資信託受益証券	227,564,979	219,724,749
親投資信託受益証券	1,732	1,734
未収入金	-	2,800,000
流動資産合計	232,265,119	224,964,322
資産合計	232,265,119	224,964,322
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,289,941	1,273,774
未払解約金	890,500	-
未払受託者報酬	6,638	7,009
未払委託者報酬	232,678	245,613
その他未払費用	9,204	9,970
流動負債合計	2,428,961	1,536,366
負債合計	2,428,961	1,536,366
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,289,941,684	※1 1,273,774,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 1,060,105,526	※2 △ 1,050,346,769
（分配準備積立金）	125,424,931	170,838,536
元本等合計	229,836,158	223,427,956
純資産合計	229,836,158	223,427,956
負債純資産合計	232,265,119	224,964,322

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年4月13日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取配当金	59,509,110	60,698,222
受取利息	1,928	4,943
有価証券売買等損益	△ 23,192,603	△ 54,738,450
営業収益合計	36,318,435	5,964,715
営業費用		
受託者報酬	37,111	40,189
委託者報酬	1,300,482	1,408,073
その他費用	9,204	9,970
営業費用合計	1,346,797	1,458,232
営業利益又は営業損失（△）	34,971,638	4,506,483
経常利益又は経常損失（△）	34,971,638	4,506,483
当期純利益又は当期純損失（△）	34,971,638	4,506,483
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 72,744	8,230
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 1,102,864,545	△ 1,060,105,526
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,028,443	40,439,382
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,028,443	40,439,382
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,497,493	27,422,979
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,497,493	27,422,979
分配金	※1 7,816,313	※1 7,755,899
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 1,060,105,526	△ 1,050,346,769

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2024年10月12日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を2024年10月15日としており、2025年4月12日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2025年4月14日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
----	---------------------	--------------------

1. ※1 期首元本額	1,308,402,604円	1,289,941,684円
期中追加設定元本額	64,375,417円	33,684,990円
期中一部解約元本額	82,836,337円	49,851,949円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,289,941,684口	1,273,774,725口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,060,105,526円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,050,346,769円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年4月13日 至2024年10月15日	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
※1 分配金の計算過程	(自2024年4月13日至2024年5月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,317,397円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (388,667,965円) 及び分配準備積立金 (81,900,470円) より分配対象額は479,885,832円 (1万口当たり3,665.39円) であり、うち1,309,235円 (1万口当たり10円) を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,754,771円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (392,806,127円) 及び分配準備積立金 (125,340,170円) より分配対象額は527,901,068円 (1万口当たり4,054.58円) であり、うち1,301,987円 (1万口当たり10円) を分配金額としております。

(自2024年5月14日至2024年6月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,199,148円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(387,717,186円)及び分配準備積立金 (89,303,388円)より分配対象額は486,219,722円(1万口当たり3,725.88円)であり、うち1,304,979円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2024年11月13日至2024年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,603,643円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(391,588,108円)及び分配準備積立金 (132,663,562円)より分配対象額は534,855,313円(1万口当たり4,126.40円)であり、うち1,296,178円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
(自2024年6月13日至2024年7月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,382,893円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(389,746,478円)及び分配準備積立金 (97,197,557円)より分配対象額は497,326,928円(1万口当たり3,795.16円)であり、うち1,310,425円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2024年12月13日至2025年1月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,943,080円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(392,868,372円)及び分配準備積立金 (141,872,728円)より分配対象額は544,684,180円(1万口当たり4,192.95円)であり、うち1,299,049円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年7月13日至2024年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,709,345円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(393,127,906円)及び分配準備積立金 (104,730,324円)より分配対象額は507,567,575円(1万口当たり3,860.10円)であり、うち1,314,906円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2025年1月15日至2025年2月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,436,906円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(391,840,561円)及び分配準備積立金 (149,543,603円)より分配対象額は551,821,070円(1万口当たり4,263.59円)であり、うち1,294,263円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
(自2024年8月14日至2024年9月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8,993,541円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(385,154,976円)及び分配準備積立金 (110,289,966円)より分配対象額は504,438,483円(1万口当たり3,920.02円)であり、うち1,286,827円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2025年2月13日至2025年3月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,135,704円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(391,197,172円)及び分配準備積立金 (157,791,899円)より分配対象額は559,124,775円(1万口当たり4,332.12円)であり、うち1,290,648円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

	(自2024年9月13日至2024年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,202,706円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(387,925,612円)及び分配準備積立金 (116,512,166円)より分配対象額は514,640,484円(1万口当たり3,989.64円)であり、うち1,289,941円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2025年3月13日至2025年4月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8,216,842円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(386,643,511円)及び分配準備積立金 (163,895,468円)より分配対象額は558,755,821円(1万口当たり4,386.61円)であり、うち1,273,774円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	9,416,748	△20,821,376
親投資信託受益証券	0	0
合計	9,416,748	△20,821,376

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.1782円 (1,782円)	0.1754円 (1,754円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-TRY CLASS	25,904,827.790	219,724,749.310	
	国外・円 小計			219,724,749.310 (219,724,749)	
投資信託受益証券 合計				219,724,749 [219,724,749]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネー・マザーファ ンド	1,705	1,734	
	日本円 小計			1,734	
親投資信託受益証券 合計				1,734	
合計				219,726,483 [219,724,749]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

【ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年10月16日から2025年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,912,678	6,545,167
投資信託受益証券	285,039,268	248,082,908
親投資信託受益証券	1,372	1,373
流動資産合計	291,953,318	254,629,448
資産合計	291,953,318	254,629,448
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,732,483	3,703,236
未払解約金	-	1,961
未払受託者報酬	8,254	8,070
未払委託者報酬	289,234	282,692
その他未払費用	11,824	11,586
流動負債合計	4,041,795	4,007,545
負債合計	4,041,795	4,007,545
純資産の部		
元本等		
元本	※1 746,496,743	※1 740,647,388
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 458,585,220	※2 △ 490,025,485
（分配準備積立金）	24,068,550	32,300,377
元本等合計	287,911,523	250,621,903
純資産合計	287,911,523	250,621,903
負債純資産合計	291,953,318	254,629,448

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2024年4月13日 至 2024年10月15日	当期 自 2024年10月16日 至 2025年4月14日
営業収益		
受取配当金	35,974,274	34,387,890
受取利息	3,047	6,793
有価証券売買等損益	△ 24,203,865	△ 45,444,249
営業収益合計	11,773,456	△ 11,049,566
営業費用		
受託者報酬	47,620	46,657
委託者報酬	1,668,645	1,634,326
その他費用	11,824	11,586
営業費用合計	1,728,089	1,692,569
営業利益又は営業損失（△）	10,045,367	△ 12,742,135
経常利益又は経常損失（△）	10,045,367	△ 12,742,135
当期純利益又は当期純損失（△）	10,045,367	△ 12,742,135
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 26,781	93,077
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 432,964,768	△ 458,585,220
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,053,494	32,557,084
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,053,494	32,557,084
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,193,170	28,819,632
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,193,170	28,819,632
分配金	※ 1 21,552,924	※ 1 22,342,505
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 458,585,220	△ 490,025,485

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2024年10月12日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を2024年10月15日としており、2025年4月12日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2025年4月14日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
----	--------------------------------	-------------------------------

1. ※1 期首元本額	724,159,224円	746,496,743円
期中追加設定元本額	65,932,875円	46,816,607円
期中一部解約元本額	43,595,356円	52,665,962円
2. 特定期間末日における受益権の総数	746,496,743口	740,647,388口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は458,585,220円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は490,025,485円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2024年4月13日 至2024年10月15日	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
※1 分配金の計算過程	(自2024年4月13日至2024年5月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,955,294円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(160,193,033円)及び分配準備積立金(11,642,393円)より分配対象額は177,790,720円(1万口当たり2,502.61円)であり、うち3,552,103円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,402,231円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(173,362,401円)及び分配準備積立金(23,801,994円)より分配対象額は202,566,626円(1万口当たり2,675.55円)であり、うち3,785,520円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

(自2024年5月14日至2024年6月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,581,074円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(159,953,868円)及び分配準備積立金 (13,781,576円)より分配対象額は179,316,518円(1万口当たり2,531.68円)であり、うち3,541,447円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(自2024年11月13日至2024年12月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,709,081円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(170,186,463円)及び分配準備積立金 (24,716,337円)より分配対象額は200,611,881円(1万口当たり2,702.48円)であり、うち3,711,624円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
(自2024年6月13日至2024年7月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,148,948円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(160,617,002円)及び分配準備積立金 (15,654,960円)より分配対象額は182,420,910円(1万口当たり2,568.91円)であり、うち3,550,552円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(自2024年12月13日至2025年1月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,261,709円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(169,609,835円)及び分配準備積立金 (26,305,923円)より分配対象額は201,177,467円(1万口当たり2,723.72円)であり、うち3,693,063円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

(自2024年7月13日至2024年8月13日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,708,501円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(161,415,164円)及び分配準備積立金 (18,239,475円)より分配対象額は185,363,140円(1万口当たり2,598.95円)であり、うち3,566,109円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(自2025年1月15日至2025年2月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,600,637円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(170,917,960円)及び分配準備積立金 (27,815,370円)より分配対象額は204,333,967円(1万口当たり2,749.34円)であり、うち3,716,056円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
(自2024年8月14日至2024年9月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,195,172円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(163,778,716円)及び分配準備積立金 (20,318,023円)より分配対象額は189,291,911円(1万口当たり2,621.60円)であり、うち3,610,230円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(自2025年2月13日至2025年3月12日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,699,344円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(171,846,057円)及び分配準備積立金 (29,686,948円)より分配対象額は207,232,349円(1万口当たり2,775.68円)であり、うち3,733,006円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

	(自2024年9月13日至2024年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,921,117円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(170,256,045円)及び分配準備積立金 (21,879,916円)より分配対象額は198,057,078円(1万口当たり2,653.15円)であり、うち3,732,483円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(自2025年3月13日至2025年4月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,767,775円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(170,640,871円)及び分配準備積立金 (31,235,838円)より分配対象額は206,644,484円(1万口当たり2,790.05円)であり、うち3,703,236円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
--	---	--

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年4月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	17,972,541	△20,083,241
親投資信託受益証券	0	0
合計	17,972,541	△20,083,241

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2024年10月16日 至2025年4月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2024年10月15日現在	当期 2025年4月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3857円 (3,857円)	0.3384円 (3,384円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	GIM TRUST-US HIGH YIELD BOND FUND-CSC CLASS	6,487,693.410	248,082,908.300	
	国外・円 小計			248,082,908.300 (248,082,908)	
投資信託受益証券 合計				248,082,908 [248,082,908]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネー・マザーファ ンド	1,350	1,373	
	日本円 小計			1,373	
親投資信託受益証券 合計				1,373	
合計				248,084,281 [248,082,908]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)

【純資産額計算書】

2025年4月30日

I	資産総額	539,798,074円
II	負債総額	429,928円
III	純資産総額（I－II）	539,368,146円
IV	発行済数量	550,150,612口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9804円

（参考）ダイワ・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

2025年4月30日

I	資産総額	24,296,559,866円
II	負債総額	22,061,300円
III	純資産総額（I－II）	24,274,498,566円
IV	発行済数量	23,853,605,514口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0176円

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース(毎月分配型)

純資産額計算書

2025年4月30日

I	資産総額	537,174,208円
II	負債総額	288,479円
III	純資産総額（I－II）	536,885,729円
IV	発行済数量	1,112,325,613口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.4827円

（参考）ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

純資産額計算書

2025年4月30日

I	資産総額	3,271,644,900円
II	負債総額	5,452,233円
III	純資産総額（I－II）	3,266,192,667円
IV	発行済数量	9,383,260,842口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.3481円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

純資産額計算書

2025年4月30日

I	資産総額	743,227,142円
II	負債総額	388,246円
III	純資産総額（I－II）	742,838,896円
IV	発行済数量	1,088,164,874口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6827円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）

純資産額計算書

2025年4月30日

I	資産総額	29,486,314円
II	負債総額	16,679円
III	純資産総額（I－II）	29,469,635円
IV	発行済数量	55,872,801口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.5274円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）**純資産額計算書**

2025年4月30日

I	資産総額	222,393,789円
II	負債総額	115,783円
III	純資産総額（I－II）	222,278,006円
IV	発行済数量	1,244,344,332口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.1786円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）**純資産額計算書**

2025年4月30日

I	資産総額	234,649,700円
II	負債総額	130,158円
III	純資産総額（I－II）	234,519,542円
IV	発行済数量	666,977,523口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.3516円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年4月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	87	409,622
追加型株式投資信託	792	29,411,334
株式投資信託 合計	879	29,820,956
単位型公社債投資信託	72	126,168
追加型公社債投資信託	14	1,331,013
公社債投資信託 合計	86	1,457,181
総合計	965	31,278,137

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,813	13,153
有価証券	503	1,194
前払費用	481	513
未収委託者報酬	16,513	19,097
未収収益	78	110
関係会社短期貸付金	23,400	70,000
その他	88	94
流動資産計	45,878	104,164
固定資産		
有形固定資産	※1 176	※1 61
建物	2	0
器具備品	174	59
建設仮勘定	0	0
無形固定資産	1,342	1,160
ソフトウェア	1,063	1,062
ソフトウェア仮勘定	279	97
その他	-	0
投資その他の資産	13,660	14,856
投資有価証券	8,448	9,348
関係会社株式	3,475	3,414
出資金	177	34
長期差入保証金	1,021	1,049
繰延税金資産	524	995
その他	12	13

固定資産計	15,180	16,077
資産合計	61,058	120,241

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158	134
未払金	6,187	6,757
未払収益分配金	39	62
未払償還金	12	12
未払手数料	5,849	6,660
その他未払金	※2 285	22
未払費用	5,035	5,997
未払法人税等	3,842	4,121
未払消費税等	872	763
賞与引当金	1,048	1,456
その他	1	0
流動負債計	17,146	19,233
固定負債		
退職給付引当金	2,227	2,300
役員退職慰労引当金	62	58
固定負債計	2,289	2,358
負債合計	19,435	21,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	41,424
資本剰余金		
資本準備金	11,495	37,745
資本剰余金合計	11,495	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,048	17,743
利益剰余金合計	13,422	18,117
株主資本合計	40,092	97,287
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	1,530	1,361
評価・換算差額等合計	1,530	1,361
純資産合計	41,623	98,649
負債・純資産合計	61,058	120,241

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,221	91,634
その他営業収益	717	1,233
営業収益計	76,939	92,868
営業費用		
支払手数料	31,497	37,180
広告宣伝費	947	1,124
調査費	10,709	13,135
調査費	1,700	1,954
委託調査費	9,009	11,180
委託計算費	1,783	1,957
営業雑経費	2,285	3,114
通信費	163	167
印刷費	514	483
協会費	51	57
諸会費	18	18
その他営業雑経費	1,538	2,388
営業費用計	47,224	56,512
一般管理費		
給料	6,601	7,599
役員報酬	483	453
給料・手当	4,543	5,116
賞与	527	572
賞与引当金繰入額	1,048	1,456
福利厚生費	969	1,070
交際費	96	108
旅費交通費	192	247
租税公課	508	1,004
不動産賃借料	1,269	1,298
退職給付費用	334	349
役員退職慰労引当金繰入額	6	6

固定資産減価償却費	478	444
諸経費	1,888	2,164
一般管理費計	12,346	14,293
営業利益	17,368	22,061

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	32	959
投資有価証券売却益	220	387
有価証券償還益	40	183
受取利息	4	95
その他	89	76
営業外収益計	388	1,703
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	176
有価証券償還損	196	4
その他	18	54
営業外費用計	215	235
経常利益	17,540	23,528
特別利益		
投資有価証券売却益	-	※ 1 380
固定資産売却益	-	※ 2 110
特別利益計	-	491
特別損失		
固定資産売却損	-	※ 3 101
システム刷新関連費用	153	-
投資有価証券評価損	132	-
特別損失計	286	101
税引前当期純利益	17,253	23,918
法人税、住民税及び事業税	5,533	7,763
法人税等調整額	△139	△ 397
法人税等合計	5,394	7,366
当期純利益	11,859	16,552

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた93百万円は、「受取利息」4百万円、「その他」89百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	39百万円	40百万円
器具備品	308百万円	269百万円

※２ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金	236百万円	－ 百万円

３ 保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※ 1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	－ 百万円	380百万円

※ 2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
固定資産売却益		
美術品	－ 百万円	83百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	26百万円

※ 3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
固定資産売却損		
美術品	－ 百万円	85百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	15百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合 計	2,608	－	－	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	--------------------	-----------------	-----	-------

2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	11,858百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	4,546円
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月20日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	—	3,260
合 計	2,608	652	—	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	16,551百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	5,076円
④ 基準日	2025年3月31日
⑤ 効力発生日	2025年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	—	8,285
資産合計	144	8,141	—	8,285

当事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	—	10,199
資産合計	2,230	7,968	—	10,199

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	342
子会社株式	1,448	1,386
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
--	-------------------	---------------	-------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	144	55	89
(2)その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,276百万円	2,227百万円
勤務費用	138	149
退職給付の支払額	△ 266	△ 166
その他	78	89
退職給付債務の期末残高	2,227	2,300

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,227百万円	2,300百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300
退職給付引当金	2,227	2,300
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	138百万円	149百万円
その他	9	8
確定給付制度に係る退職給付費用	147	158

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度187百万円、当事業年度191百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	681	724
賞与引当金	262	340
未払事業税	197	260
投資有価証券評価損	204	171
株式報酬費用	115	150
関係会社株式評価損	155	87
出資金評価損	94	14
システム関連費用	25	-
その他	173	157
繰延税金資産小計	1,910	1,907
評価性引当額	△ 486	△ 277
繰延税金資産合計	1,424	1,629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 740	△ 633
連結法人間取引(譲渡益)	△ 159	-
繰延税金負債合計	△ 899	△ 633
繰延税金資産の純額	524	995

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年 3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年 3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年 3月31日に国会で成立し、2026年 4月 1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年 4月 1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が22百万円増加、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が91,634百万円、その他1,233百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに
当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の
金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 100.0	あり	経営管 理	資金の貸付	11,100	関係会 社 短期貸 付金	23,400
								利息の受取 (注)	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 80.0	あり	経営管 理	資金の貸付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								利息の受取 (注1)	89	—	—
その他の 関係 会社	(株)かんぼ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保 険業	被所有 20.0	あり	投資顧 問契約 の締結	投資顧問 報酬 (注2)	215	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,354	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等 の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証 券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料 (注2)	13,749	未払手 数料	3,491
							本社ビル の管理	不動産の賃 借料(注3)	1,030	長期差 入保証 金	1,010

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	902	未払費用	87
-------------	---------	--------	-------	---------	---	----	--------------	----------------------	-----	------	----

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,956.63円	1株当たり純資産額	30,254.44円
1株当たり当期純利益	4,546.57円	1株当たり当期純利益	5,642.31円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,859	16,552
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,933,697

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

2025年3月31日、株式会社大和証券グループ本社、株式会社かんぽ生命保険、三井物産株式会社、三井物産かんぽアセットマネジメント株式会社及び三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社と、オルタナティブ資産運用分野における資本業務提携を締結いたしました。また、株式譲渡取引により三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化する予定です。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	① 名 称	② 資本金の額 (2024年03月末日現在)	③ 事業の内容	④ 備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	
	OKB証券株式会社	1,500百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
 - ・ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
 - ・ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ① 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ② 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 使用開始日を記載することがあります。
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ① 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ② 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 次の事項を記載することがあります。
 - ① 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ② 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ③ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
 - ・ ファンドの形態等を記載することがあります。
 - ・ 図案を採用することがあります。
 - ・ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
 - ・ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (5) 交付目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

大和アセットマネジメントでは、毎月分配型のファンドを、次の方にふさわしい運用商品と考えています。

- 年金の補完などを目的として、定期的に資産を取り崩すニーズがある方。
- 以下の分配金の仕組みを理解し、投資信託の運用を続けながら分配金を毎月受け取りたい方。
- ・ ファンドの購入価額や運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

（複利効果を重視して長期的な資産形成をお考えの方には、毎月分配型のファンドは適していません。）

- ・ 分配金は計算期間中の収益を超えて支払われることがあり、分配金の水準は必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

渡部 啓太

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）の2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）の2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース（毎月分配型）の2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース（毎月分配型）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース（毎月分配型）の2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース（毎月分配型）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）の2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）の2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）の2024年10月16日から2025年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。